

# 震災編



## 震災編 目次

第1章 総 則	
第1節 災害履歴	1
第2節 災害想定	2
第1 想定地震	2
第2 被害想定	2
第3 津波の想定	4
第2章 災害予防計画	
第1節 防災体制の確立	7
第1 組織の整備	7
第2 防災訓練の推進	9
第3 防災広報・防災教育の充実	10
第4 地区防災計画の普及	11
第5 調査・研究	11
第2節 地盤災害予防対策	12
第1 液状化対策	12
第2 地籍調査の推進	12
第3節 防災都市づくり	13
第1 地震火災の防止	13
第2 建築物不燃化の促進	15
第3 都市空間の保全	15
第4 市街地の整備	15
第5 建築物等の耐震化	16
第6 道路・橋りょう等の整備	16
第7 ライフライン施設の耐震化	17
第4節 備蓄・物流・燃料対策	18
第1 備蓄対策	18
第2 物流対策	20
第3 燃料対策	20
第5節 防災施設の整備	21
第1 避難施設等の整備	21
第2 避難路の整備	23
第3 消防資機材の整備	23
第6節 応急対策の環境整備	24
第1 救急・救護体制の整備	24
第2 情報連絡体制の整備	25
第3 飲料水の確保	25
第4 緊急輸送体制の整備	25
第5 ボランティア受入れのための環境整備	26
第6 本部機能維持のための環境整備	26
第7 広域一時滞在体制の整備	27
第7節 要配慮者の安全確保対策	28

第1	在宅要支援者への対応	28
第2	社会福祉施設等における防災対策	30
第3	外国人への対策	31
第8節	帰宅困難者対策	32
第1	一斉帰宅の抑制等	32
第2	帰宅困難者の安全確保	33
第3章	災害応急対策計画	
第1節	災害応急活動体制	37
第1	情報収集・災害即応体制の確立	37
第2	災害対策本部の設置	38
第3	動員・配備	40
第4	災害対策本部解散後の体制	40
第2節	情報の収集・伝達	41
第1	地震情報等の収集・伝達	41
第2	通信連絡体制の確保	42
第3	被害情報の収集・伝達	43
第4	県等への報告	44
第5	安否照会への対応	45
第6	被災者台帳の作成	46
第3節	災害広報	48
第1	災害時の広報	48
第2	災害相談	49
第3	報道機関への対応	49
第4節	避難	51
第1	避難勧告・指示等	51
第2	避難所の開設	54
第3	避難所の運営	54
第4	在宅等避難者の支援	56
第5	避難所の閉鎖	56
第6	広域一時滞在	56
第5節	消防・救助救急・危険物等対策	59
第1	消防活動	59
第2	救助・救急	61
第3	危険物等の対策	62
第6節	医療救護・防疫	63
第1	応急医療活動	63
第2	防疫活動	65
第3	保健活動	66
第7節	生活救援	67
第1	応急給水	67
第2	食料の供給	68
第3	生活必需品の供給	69
第4	救援物資の受入れ	70

第5節 燃料の確保及び供給	70
第8節 交通・緊急輸送	71
第1節 交通対策	71
第2節 緊急輸送	73
第3節 緊急通行車両等の確認	74
第9節 震災警備・防犯	75
第1節 震災警備	75
第2節 防犯	76
第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬	77
第1節 行方不明者の捜索	77
第2節 遺体の処理・埋火葬	77
第11節 清掃・廃棄物・環境対策	79
第1節 清掃・廃棄物処理	79
第2節 道路・河川等の障害物除去	80
第3節 環境汚染・健康被害の防止	80
第4節 動物対策	80
第12節 建築物・住宅対策	82
第1節 住居障害物の除去	82
第2節 住宅の応急修理	82
第3節 応急仮設住宅の供給	83
第4節 被災建築物の応急危険度判定	84
第5節 被災宅地等の危険度判定	84
第6節 住家の被災調査・罹災証明の発行	84
第13節 ライフライン施設等の応急対策	86
第1節 ライフライン施設	86
第2節 交通施設	88
第3節 公共施設	89
第14節 学校等における児童・生徒・園児等の安全対策	90
第1節 災害発生時の対応	90
第2節 応急保育	91
第3節 応急教育	91
第4節 社会教育施設の対策	92
第5節 文化財の確認	92
第15節 要配慮者対策	93
第1節 避難行動要支援者の避難支援	93
第2節 要配慮者への対応	93
第3節 社会福祉施設入所者等への支援	94
第16節 災害派遣・応援要請	95
第1節 自衛隊の災害派遣	95
第2節 県・市町村等への要請	97
第3節 上水道・下水道事業者の相互応援	99
第4節 労働力の確保	99
第17節 ボランティアへの対応	100

第1 ボランティア受入れ	100
第2 ボランティア活動支援	101
第18節 帰宅困難者対策	102
第1 施設管理者等の対応	102
第2 市の対応	102
第19節 災害救助法の適用	103
第1 災害救助法の適用基準	103
第2 災害救助法の適用手続き	104
第3 災害救助法による救助の実施者	105
第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 生活安定のための緊急措置	109
第1 被災者の生活確保	109
第2 地域経済への支援	112
第2節 生活関連施設の復旧計画	113
第1 災害復旧事業	113
第2 国の財政援助等	113
第3節 災害復興計画	115

## 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総 則	
第1節 計画策定の趣旨	121
第2節 基本方針	122
第1 計画の内容	122
第2 計画の範囲	122
第3 前提条件	122
第4 計画の実施	122
第5 計画の位置づけ	122
第6 業務の大綱	122
第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置	123
第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報	
第1節 東海地震注意情報の伝達	127
第1 東海地震注意情報の伝達	127
第2 伝達事項	127
第2節 活動体制の準備	128
第1 市の活動体制	128
第2 防災関係機関の活動体制	128
第3節 広報活動	129
第4節 混乱の防止	130
第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置	
第1節 活動体制	129
第1 市の活動体制	129
第2 防災関係機関の活動体制	129
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	131

第1	警戒宣言の伝達	131
第2	警戒宣言時の広報	132
第3節	警備対策	133
第1	基本的な活動	133
第2	東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	133
第4節	消防対策	134
第1	消防対策	134
第5節	交通・公共輸送対策	135
第1	警察の交通対策	135
第2	道路管理者の対策	135
第3	鉄道の措置	136
第4	バス、タクシー等の措置	136
第6節	上下水道・電気・ガス・通信対策	137
第1	上水道対策	137
第2	下水道対策	138
第3	電気対策	138
第4	ガス対策	139
第5	通信対策	140
第7節	学校・病院・社会福祉施設対策	142
第1	学校等対策	142
第2	病院対策	142
第3	社会福祉施設対策	143
第8節	避難対策	144
第1	警戒宣言時の措置	144
第2	事前の措置	144
第9節	救護救援・防疫・保健活動対策	145
第1	救護救援対策	145
第2	防疫対策	145
第3	保健活動対策	145
第10節	その他の対策	146
第1	食料、医薬品の確保	146
第2	緊急輸送の実施準備	146
第3	市営施設対策	146
第4	その他	146
第4章	住民等のとるべき措置	
第1節	住民のとるべき措置	149
第2節	自主防災組織、区（自治会）のとるべき措置	151
第3節	事業所のとるべき措置	152
第4節	学校等のとるべき措置	154





# 第1章 総則



## 第1節 災害履歴

これまでに本市に影響を及ぼした地震は、関東地震(1923年)、千葉県東方沖地震(1987年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)などが挙げられる。

〈本市に影響を及ぼした地震〉

発生年月日	地震名	マグニチュード	最大震度	八街市の震度	八街市の被害の記録
1923年 9月1日	関東地震	7.9	6 (被害状況から 震度7相当)	5	なし
1987年 12月17日	千葉県東方沖地震	5.7	5	5	【印旛支庁】 重傷者1人 軽傷者4人  【八街市内】 住家一部破損 2953棟 ブロック塀等被害 204箇所 道路・橋梁の被害 17箇所  (千葉県「昭和62年 千葉県東方沖地震 -災害記録-」より)
2005年 4月11日	千葉県北東部地震	6.1	5強	4	なし
2005年 7月23日	千葉県北西部地震	6.0	5強	3	なし
2011年 3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0 モーメントマグニチュード	7	5弱	水道管漏水6件 塀倒壊4件 瓦被害多数

(注) 八街市の震度は、関東地震と千葉県東方沖地震については推定値、その他は市内震度計（八街市八街）の計測震度。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。

千葉県でも死者・行方不明者22人、負傷者251人、建物全壊799棟、半壊9,810棟などの被害が発生した（消防庁による。平成24年1月11日現在）。

本市では震度5弱を観測し、瓦の被害等が多数発生した。また、津波に伴う福島第一原子力発電所事故により放射性物質の降下が発生したが、市内の農作物への被害は少なかった。

## 第2節 災害想定

### 第1 想定地震

千葉県は、過去に県内に大きな被害をもたらした地震や今後の地震の発生確率等をふまえて、近い将来(今後約100年程度)県内に大きな被害をもたらす可能性の高い、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震の三つの地震を想定した地震被害想定調査を平成19年度に、千葉県北西部直下地震を想定した被害想定調査を平成26・27年度に実施した。これらの想定地震のうち、千葉県が“防災・減災対策の主眼に置く地震”として位置づけた千葉県北西部直下地震を本計画における災害想定の対象地震とする。

なお、県では平成26・27年度の地震被害想定調査において、県下全域でマグニチュード7クラスの地震が同時に発生した場合の最大震度を予測し、本市ではすべての地点で最大震度が6強となっている。マグニチュード7クラスの地震が全域で同時に発生する可能性は低いものの、市内のどの場所でも震度6強の揺れが発生する可能性があることを踏まえて耐震対策を進める必要がある。

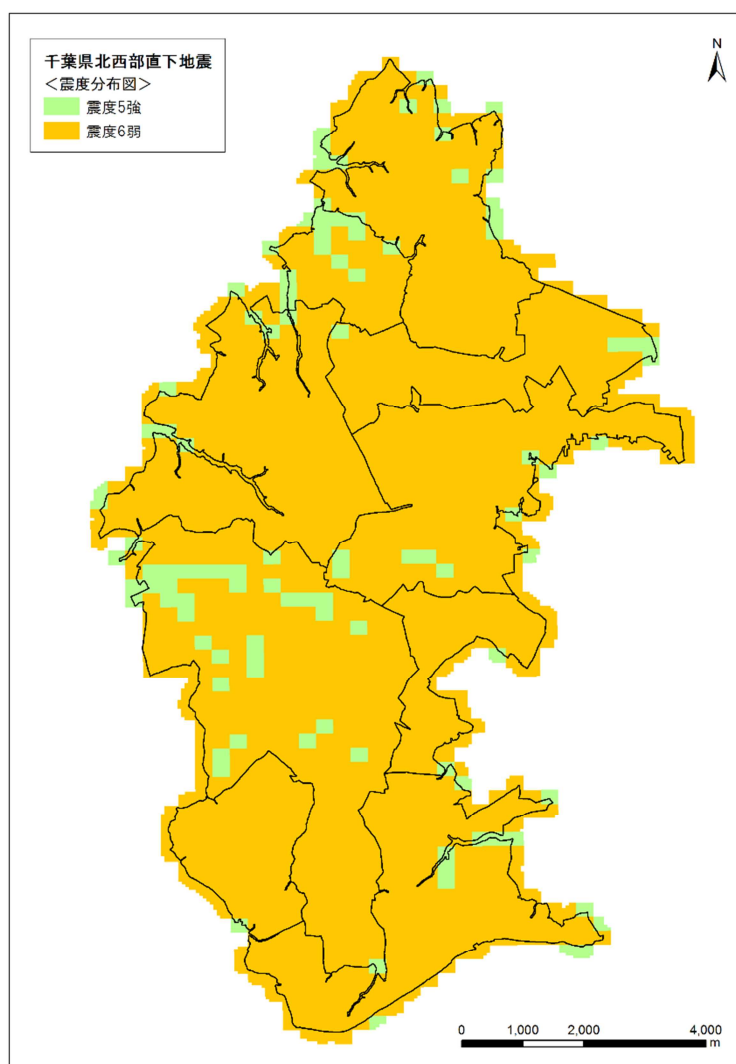
(注) マグニチュード7クラスの地震が、全域で同時に発生した場合の最大震度や建物被害リスクの分布図は「八街市地震ハザードマップ(平成29年2月作成)」として市のホームページ等で公表している。

### 第2 被害想定

参考資料として、以下に千葉県北西部直下地震による予測震度分布図と予測被害量等一覧表を示す。谷底平野で震度が高くなり、市内ほぼ全域で震度6弱となる。

また、1,830棟の建物が全半壊し(うち全壊約230棟)、負傷者数は約220人(うち重傷者は約30人)になるものと予想されている。

なお、八街市直下でマグニチュード7クラスの地震が発生した場合は、千葉県北西部直下地震を上回る被害が予想される。



<想定千葉県北西部直下地震による予測震度分布>

第1章 第2節 災害想定

<想定千葉県北西部直下地震による予測被害量等>

予測項目		予測被害量等					備考	
建物被害	原因	全壊	半壊	倒壊	焼失			
	揺れ	約230棟	約1,600棟	約20棟	-			
	液状化	-	-	-	-			
	急傾斜地	-	-	-	-			
	火災	-	-	-	-			
人的被害	原因	死者	重傷者	軽傷者				
	建物倒壊等 (うち屋内収容物の転倒、屋内落下物等)	-	約30人 (約10人)	約190人 (約20人)				
	火災	-	-	-		風速8m/s		
	急傾斜地崩壊等	-	-	-				
	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	-	-	-				
	自力脱出困難者数	約10人						
ライフライン被害	電力	ピーク需要に対する供給割合	直後	1週間後	1ヶ月後	首都圏全体		
			51%	52%	94%			
	通信	種別	直後	1日後	1ヶ月後			
		固定電話の不通回線率	48%	48%	9%			
		携帯電話停波基地局率	4% (-)	46% (B)	9% (-)			
	上水道	機能支障人口(率)	直後	1日後	1週間後		2週間後	1ヶ月後
			約24,200人 (59%)	約22,900人 (56%)	約14,600人 (35%)		約8,000人 (20%)	約2,100人 (5%)
	下水道	管路被害影響人口	直後	1日後	7日後		1ヶ月後	
			約660人	約660人	約210人		-	
	都市ガス	調定停止戸数	0件				東京ガス	
LPガス	機能支障世帯数(率)	約1,200世帯(5%)						
その他の被害	帰宅困難者	種別	通勤	通学	私事等	合計		
		市内で帰宅困難	約3,300人	約80人	約510人	約3,900人		
		市外で帰宅困難	約6,500人	約500人	約1,200人	約8,200人	市民	
	避難者	種別	1日後	1週間後	2週間後	4週間後	1ヶ月後	
		避難所の避難者	約470人	約3,900人	約4,000人	約1,500人	約1,300人	
		避難所外避難者	約310人	約3,900人	約6,000人	約3,500人	約3,000人	
全体の避難者数		約780人	約7,700人	約10,000人	約5,000人	約4,300人		
その他の被害	震災廃棄物	がれき重量(体積)	約18,700ト(約17,900m <sup>3</sup> )					
	一般廃棄物 (生活ごみ)	種別	発災~3ヶ月後	3ヶ月後~半年	半年~1年後			
		家庭ごみ重量	約2,000t/月	約1,900t/月	約1,900t/月			
		粗大ごみ重量	約210t/月	約100t/月	約70t/月			
	エレベータ	閉込め者数	朝8時	昼12時	夕18時			
-			約20人	約10人				

### 第3 津波の想定

---

千葉県は、過去に大きな津波災害をもたらした延宝地震・元禄地震及び気象庁の大津波警報に合わせた津波高10mの浸水予測図を作成している。この図の中で、八街市には津波浸水域はないが、この県資料は「想定より大きな津波が押し寄せ、浸水域も広がる可能性があります。」と付記している。

内陸へ津波がかけ上がる場合、その遡上高は予想される津波の高さの4倍程度となり、東北地方太平洋沖地震では局所的に39.7mの遡上高が観測されている（東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ調査結果）。また、津波は川筋の低地を遡上する。

八街市の西側は標高20m前後の谷地形があるが、水系は佐倉市へ向かう鹿島川に属する。また、八街市の東側は山武市へ向かう作田川水系だが、市域の標高は40mを超えている。

したがって、本市域は大津波警報発表時でも津波による被害は想定されない。

## 第2章 災害予防計画





## 第1節 防災体制の確立

項目	担当
第1 組織の整備	防災課、商工観光課、社会福祉協議会、施設管理者
第2 防災訓練の推進	防災課、(財政課)、消防組合
第3 防災広報・防災教育の充実	防災課、学校教育課、子育て支援課
第4 調査・研究	防災課
第5 地区防災計画の普及	防災課

### 《基本方針》

大規模災害に円滑に対応するには、災害に備えた体制を確保するとともに、災害に関する知識や防災技術を習得し、訓練等を通じて実践、検証する必要がある。

このため、市や防災関係機関は、大規模な災害に備えた組織体制を整備するとともに、防災に関する調査、広報、教育、訓練を企画、実行することで地域の災害特性を認識し、知識や技術の蓄積と普及を図る。

また、市民、事業者、地域組織による自主防災活動への参加や協力を促進し、自助、共助の地域防災力を高める。

## 第1 組織の整備

### 1. 市の防災組織

#### (1) 職員防災研修の実施

防災課は、国や県等の防災関係機関が実施する防災研修に参加するとともに、全職員に対する防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

また、防災課以外の職員に対しても、被害家屋の被害認定等、災害発生時に必要となる技術を習得するための研修への参加を促すとともに、非常時には民間団体等を活用できるよう検討する。

#### (2) マニュアルの作成

各課は、災害発生時の対応を迅速かつ的確に行えるように、災害対策本部事務分掌に定められた自らの対応について、内容や手順をまとめたマニュアルを作成する。

#### (3) 業務継続計画（震災編）の見直し

防災課は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）を策定している。今後も、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

#### (4) 市の受援計画

防災課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援

## 第2章 第1節 防災体制の確立

に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

### 2. 自主防災組織

#### (1) 自主防災組織の結成促進

地域における防災は、「住民一人ひとりが自分の住む地域は自分が守る」との共助として、区（自治会）等により、予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要である。特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護の支援を行うことが求められる。

防災課は、地域住民が行う防災活動を推進するため、区（自治会）を単位とした自主防災組織を早急に設置するために、必要な援助を行う。

なお、自主防災組織は、区（自治会）組織の未加入者も含め、その地域の全住民を対象として組織されるように努める。

#### (2) 自主防災組織の活動支援

防災課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう自主防災のリーダーに対する教育、研修や、「自主防災組織の手引き」等のパンフレットを作成・配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。とくに、大規模災害発生時において、各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

さらに、防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中高等学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

#### 〈自主防災組織の活動〉

平 常 時	ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） イ 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ウ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） エ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） オ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） カ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） キ 他団体と連携した訓練活動の実施 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災 害 時	ア 安否確認・救出・救護 イ 出火防止、初期消火 ウ 情報の収集及び伝達（住家・ライフライン等の被害の確認、避難指示や警報等の収集及び伝達など） エ 避難誘導・避難所の運営等 オ 給食・給水（食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

【資料5-3 「八街市自主防災組織整備事業資機材購入補助金交付要綱」】

### 3. 事業所

#### (1) 防災・防火管理体制の強化

学校、店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行う。消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等について、管理権原者は防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告を行う。消防組合は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防組合は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

#### (2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。消防本部は、危険物施設等の管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

#### (3) 中小企業の事業継続計画の作成

商工観光課は、震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会議所などの関係機関が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

## 第2 防災訓練の推進

---

災害を未然に防止するとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民による防災活動が重要である。市では、自主防災組織、区（自治会）、地区社会福祉協議会、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施する。

### 1. 総合防災訓練

防災課は、大規模な地震、火災等を想定した計画のもとに、消防機関、自主防災組織、区（自治会）、ボランティア団体（NPO含む）及び学校等と連携し、実践的な総合防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、県の行う九都県市合同防災訓練等の広域的な防災訓練にも協力し参加する。

## 第2章 第1節 防災体制の確立

### 〈総合防災訓練の種類〉

ア 災害対策本部設置・運営訓練	イ 非常参集訓練
ウ 情報収集・伝達・広報訓練	エ 緊急通信確保訓練
オ 避難誘導訓練	カ 初期消火訓練
キ 救出・救護訓練	ク 救援活動訓練
ケ 交通対策訓練	コ 応援要請訓練
サ 避難所運営訓練	

## 2. 各種防災訓練

### (1) 消防訓練

消防組合は、関係団体が一体となって行う火災を想定した訓練を指導する。

### (2) その他の訓練

防災課は、学校、保育園等で行う児童・生徒等の避難訓練、防災関係機関と行う非常通信訓練等を実施する。また、災害発生時に速やかな初動対応が確保できるよう、別途作成する職員対応マニュアルを用いた訓練を平時より実施するものとする。

## 第3 防災広報・防災教育の充実

### 1. 住民等への防災知識の普及

防災課は、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、防災知識の普及と啓発に努める。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

また、各地区で実施される訓練に市や防災関係機関が参加し、防災知識の普及に努める。

### 〈防災広報手段と内容〉

媒体	広報やちまた、講演会の開催、広報車、ビデオ、学級活動、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、ホームページ、公共施設への掲示等
対象	地域住民、区（自治会）、自主防災組織、児童・生徒、事業所
内容	<p>(1) 自らの身を守るための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策</li> <li>イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備</li> <li>ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行</li> <li>エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄</li> <li>オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置</li> <li>カ 緊急地震速報の活用方法</li> <li>キ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明</li> <li>ク 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</li> <li>ケ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得</li> <li>コ 自動車へのこまめな満タン給油</li> <li>サ 地域の地盤状況、災害危険箇所、ハザードマップ</li> <li>シ 防災学習</li> <li>ス 帰宅困難者の心得</li> </ul> <p>(2) 地域防災力を向上させるための知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救助救護の方法</li> <li>イ 自主防災活動の実施</li> </ul>

ウ 防災訓練の実施 (3) その他一般的な知識	エ 企業の事業継続計画（BCP）
ア 災害に関する一般知識、調査結果	イ 各防災機関の震災対策
ウ 地域防災計画の概要	

## 2. 防災教育

防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

また、幼稚園・保育園の幼児については、定期的実施する避難訓練等を通じて、防災意識の育成を図る。

## 3. 過去の災害教訓の伝承

防災課又は関係課は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

## 第4 地区防災計画の普及

防災課は、地域の防災力の向上を図るため、区（自治会）、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

## 第5 調査・研究

### 1. 防災関係機関との情報交換

市（防災課）、国、県、他市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は相互に、防災計画にかかわる情報について、適宜、情報交換を行う。

### 2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

防災課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

### 3. 専門的調査・研究の実施

防災課は、市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントを実施し災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

## 第2節 地盤災害予防対策

---

項目	担当
第1 液状化対策	防災課、都市計画課、水道課、下水道課
第2 地籍調査の推進	都市計画課

### 《基本方針》

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心に広域的に液状化が発生した。市内の地盤条件を考慮すると大規模な液状化が発生する可能性は低いですが、個々の建設現場において地盤状況を確認し、必要な液状化対策を推進していく。

### 第1 液状化対策

---

都市計画課及び防災課は、県が作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成し周知を図る。

また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、液状化対策に役立つ地盤情報の収集や公表、県が開催する液状化対策講習会への建築技術者等の参加等を促進する。

水道課及び下水道課は、液状化現象により、上下水道管の破損による漏水等の被害が発生した際に迅速な応急復旧を行うための体制整備に努める。

### 第2 地籍調査の推進

---

都市計画課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき、県の支援を受けて地籍調査を実施することを今後検討していく。

## 第3節 防災都市づくり

項目	担当
第1 地震火災の防止	防災課、消防組合、県
第2 建築物不燃化の促進	都市計画課
第3 都市空間の保全	都市計画課
第4 市街地の整備	都市計画課、道路河川課
第5 建築物等の耐震化	都市計画課、教育総務課
第6 道路・橋りょう等の整備	道路河川課
第7 ライフライン施設の耐震化	水道課、下水道課、東京電力パワーグリッド、東京ガス、エルピーガス販売業者、NTT

### 《基本方針》

大正関東地震による死亡者の9割弱は火災が原因とされ、現代でも木造密集地で火災が発生した場合のリスクは同様であることから、家庭や事業所における出火防止対策、木造密集地における道路公園等のオープンスペースの確保による不燃化を促進する。

また、阪神・淡路大震災における死亡者の9割は倒壊した建物による圧死とされ、今後とも、建築物、家財、ブロック塀等の倒壊や転倒を防止する耐震化を促進する。

さらに、道路やライフラインの寸断は、流通の停滞、生活環境や衛生状態の悪化をもたらすことから、耐震化や代替策の確保を推進する。

## 第1 地震火災の防止

### 1. 出火の防止

#### (1) 一般家庭に対する指導

市及び消防組合は、区（自治会）、自主防災組織等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅用火災警報器の全ての住宅への設置促進、防災製品の活用の啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

#### (2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

市及び消防組合は、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

#### (3) 予防立入検査の強化指導

消防組合は、消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

### (4) 危険物施設等の保安監督の指導

県及び消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

「火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日自消甲予発第73号消防庁長官）及び「佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例」（昭和47年10月19日条例第20号）の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

### (5) 化学薬品等の出火防止

消防組合は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

### (6) 消防同意制度の活用

消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

## 2. 初期消火

消防組合は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

## 3. 消防力の強化

### (1) 常備消防の強化

消防組合は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、住宅地の拡大や人口の増減に対して、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

### (2) 消防団の充実・強化

防災課は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図る。

また、以下の点に留意して消防団員の確保を図る。

- ア 消防団に関する住民意識の高揚
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- オ 機能別消防団員・分団の採用の推進

### (3) 消防水利の整備

防災課は、地震時の断水に備え、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の



計画的な整備を図る。

また、北総農業中央水利事業により整備された排泥枘等を活用して、防火用水機能の維持・増進に努める。

### (4) 広域応援体制の整備

消防組合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定（平成4年4月1日締結）の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県平成8年5月31日策定）に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

## 第2 建築物不燃化の促進

---

### 1. 防火地域等の指定

都市計画課は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

また、本市域は建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条による屋根不燃化区域に全域指定されていることを踏まえ、延焼防止措置を推進する。

### 2. 都市防災不燃化促進事業

都市計画課は、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

## 第3 都市空間の保全

---

都市公園は、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。そのため、都市計画課は、避難者等の安全確保や救護活動、物資集積等の拠点としての機能を備えた公園としての整備を図る。

また、緑地は延焼防止や輻射熱からの遮断帯機能を有しているため、地域の特性を踏まえ公園や道路等への公共緑化を推進する。

## 第4 市街地の整備

---

都市計画課は、災害による被害の軽減を図るため、安全な市街地の形成とともに、上下水道をはじめとするライフラインの整備に努めるとともに、安全で快適な住環境をもつ都市とするため、公共施設の整備、土地利用の適正な誘導を図る。

また、道路は、交通機能のみならず火災の延焼防止機能も有することから、必要に応じて道路河川課と共に道路の新設・改良を進めていく。

特に、要配慮者の視点を踏まえて整備を行うように指導する。

## 第5 建築物等の耐震化

---

### 1. 既存建築物の耐震診断・耐震性向上

都市計画課は、「八街市耐震改修促進計画」に基づき、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震診断技術の普及、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

特に、震災時において建物の倒壊や延焼火災の発生など大きな被害が想定される木造住宅が密集する市街地を重点的に耐震化すべき区域と位置づけ、耐震診断や耐震改修、住宅リフォームに対する助成等、必要な支援を行うほか、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

### 2. 公共施設の耐震化

都市計画課及び教育総務課は、「八街市耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の耐震化を促進する。特に、学校施設においては、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井等非構造部材を含めた対策を講じる。

### 3. 生活空間の危険性の除去

#### (1) ブロック塀等対策

都市計画課は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月）に基づき、ブロック塀や石塀等の倒壊による生命・身体への被害を防止し、震災時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように、住民への知識の普及、施工業者への指導等を実施する。

#### (2) 落下物・倒壊物対策

都市計画課は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県 平成2年11月）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者、管理者に対し指導を行い、改善を促進する。

#### (3) 家具・大型家電の転倒防止

都市計画課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

### 4. 連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

都市計画課は、県及び県下市町村で設立した千葉県建築防災連絡協議会の活動を通し、既存建築物の地震対策等に関する住民への普及、啓発のための施策等を推進するとともに民間の建築関係団体との連携強化に努める。

## 第6 道路・橋りょう等の整備

---

### 1. 道路

道路河川課は、震災時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

## 2. 橋りょう

道路河川課は、道路橋示方書に基づき重要路線の橋りょうの点検を優先的に実施し、地震動・液状化等への安全性に配慮した安全点検の実施と補強を実施する。

## 3. 河川

道路河川課は、河川施設の耐震化を図る。

## 第7 ライフライン施設の耐震化

---

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

### 1. 上下水道施設

水道課は、水道施設の耐震化を図るとともに、広域的バックアップ体制や緊急時における給水能力の強化等を図る。また、下水道課は、管路等下水道施設についての耐震化等の整備を図る。

### 2. 電力施設

東京電力パワーグリッドは、地震時における電力供給確保の観点から電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保を行う。

### 3. ガス施設

東京ガスは、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

### 4. 液化石油ガス

エルピーガス販売業者（以下「LPガス販売業者」という。）は、県の指導により転倒・転落防止措置及びガス放出防止機器の設置促進のほか、マイコンメーター等の安全器具の普及、地震時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

### 5. 通信施設

NTTは、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

## 第4節 備蓄・物流・燃料対策

項目	担当
第1 備蓄対策	防災課、商工観光課、県
第2 物流対策	商工観光課
第3 燃料対策	防災課

### 《基本方針》

大規模災害時には1週間程度も物流が停滞し、食料、生活物資、燃料等が枯渇するおそれがある。このため、家庭や事業所における備蓄を徹底するほか、市内や市周辺の店舗との協力体制を確保して流通備蓄や重要施設への供給体制を確保する。

### 第1 備蓄対策

#### 1. 備蓄意識の啓発

防災課は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄することなど、備蓄意識の普及啓発を推進する。また、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、備蓄の促進を図る。

#### 2. 市の体制の整備

##### (1) 市の備蓄の推進

防災課は、被害想定の結果から備蓄目標を設定し、備蓄に努める。

防災課は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材などの計画的な備蓄に努める。備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

また、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

##### 〈備蓄目標の設定の考え方〉

市の備蓄目標量 = 予測避難者数 × 3日分 × (1 - 住民の想定備蓄率)

住民の想定備蓄率：30%

その他、県は市の備蓄目標量の10%を補完する計画である。

〈備蓄目標：千葉県北西部直下地震想定〉

品目	目標備蓄量		備蓄量	過不足量	備考
	計算式	結果			
食料（一般向け）	$3,900人 \times 70\% \times 2食 \times 3日 \times 80.2\%$	13,100食	15,500食	2,400食	5～69歳 人口比80.2%
食料 （乳児・高齢者用）	$3,900人 \times 70\% \times 2食 \times 3日 \times 19.8\%$	3,200食	800食	-2,400食	1～4、70歳以上 乳児・高齢者人 口比19.8%
飲料水	$3,900人 \times 70\% \times 2本 \times 3日$	16,400本	15,000本	-1,400本	500mL ペットボ トル
毛布	$3,900人 \times 50\% \times 1枚$	2,000枚	3,200枚	1,200枚	
トイレ	$3,900人 \div 60 \times 0.957$	100基	200基	100基	簡易トイレ 60人に1基
生理用品	$3,900人 \times 50\% \times 6枚 \times 3日 \times 0.054$	1,900枚	9,000枚	7,100枚	10～49歳女性人 口比21.4% $\div 4 \approx$ 5.4%相当 1日6枚
紙おむつ（乳幼児）	$3,900人 \times 50\% \times 6枚 \times 3日 \times 0.028$	1,000枚	7,100枚	6,100枚	0～4歳人口比 2.8% 1日6枚
紙おむつ（大人）	$3,900人 \times 50\% \times 2枚 \times 3日 \times 0.015$	200枚	500枚	300枚	要介護3以上 人口比1.5% パンツ1日2枚

【資料4-2 「市の備蓄品」】

(2) 民間との協定締結

防災課は、市内外の事業者との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力を得られるよう、平常時から適宜訓練を実施し、連携強化に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して物資等を備蓄している。

防災課及び商工観光課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

3. 備蓄倉庫の整備

防災課は、災害時の避難場所となる全ての避難所に資機材のほか食料及び医薬品等を確保するための防災備蓄倉庫の整備を図る。

4. 帰宅困難者支援に係る備蓄

防災課は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設（候補施設：八街中学校武道場、千葉黎明高等学校、千葉県立八街高等学校）を指定するとともに、受け入れた者に可

能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

## 第2 物流対策

---

商工観光課は、物資の集積拠点（候補施設：クリーンセンター（車庫））を選定し、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。また、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

【資料4-4 「市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧」】

## 第3 燃料対策

---

防災課は、千葉県石油商業組合八街支部と締結した協定に基づき、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料の供給について実施要領を定めておく。

また、八街ガス事業協同組合及び千葉県LPガス協会との災害時の協定に基づき、災害時に円滑に対応できるように実施要領等を定めておく。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

## 第5節 防災施設の整備

項目	担当
第1 避難施設等の整備	防災課、教育総務課、学校教育課、社会教育課
第2 避難路の整備	防災課、道路河川課
第3 消防資機材の整備	防災課

### 《基本方針》

切迫する災害から命を守る緊急避難場所と住居を失った被災者が一時滞在する避難所を確保するほか、大規模災害時にも消防活動を確保するための資機材等を計画的に整備する。

### 第1 避難施設等の整備

被害想定調査による予測避難者数を収容できるように、避難施設の確保、整備を行う。

#### 1. 避難場所及び避難所の指定

防災課は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

##### (1) 指定緊急避難場所の指定等

###### ア 指定緊急避難場所の指定

防災課は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

なお、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

###### イ 指定緊急避難場所の周知

防災課は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

###### ウ 誘導標識の設置

防災課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

防災課は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。また、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- (ウ) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (エ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (オ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した建物の改修や設備の設置のほか、生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- (キ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (ク) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ケ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

【資料4-1 「指定緊急避難場所・指定避難所一覧表」

2. 避難所運営体制の整備

防災課、学校教育課及び社会教育課は、指定避難所の施設管理者（学校長等）、区・自治会町内会・自主防災組織、PTA、マンション管理組合等と連携して「八街市避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営委員会の形成を推進し、マニュアルに基づく居住組、各活動班及び避難所運営本部の編成、運営ルール等の整備、運営訓練の実施等を促進する。

3. 避難場所等の周知

防災課は、災害時に被災者が安全に避難場所に避難できるよう、広報紙、防災マップ、市ホームページ等による広報活動とともに、地域防災訓練等を通じて周知を行う。また、指定緊急



避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

## 第2 避難路の整備

---

防災課及び道路河川課は、避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の確保、安全性の点検及び避難誘導標識の設置等に努める。

## 第3 消防資機材の整備

---

防災課は、消防防災能力のさらなる向上を図るため、災害発生時に防災活動の拠点となる消防機庫をはじめ、消防防災活動を行うにあたっての重要な要素である消防自動車等の消防資機材等の計画的な整備を推進するものとする。

## 第6節 応急対策の環境整備

項目	担当
第1 救助・救護体制の整備	防災課、健康増進課、消防組合、県、日赤千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会
第2 情報連絡体制の整備	防災課、総務課
第3 飲料水の確保	防災課、水道課
第4 緊急輸送体制の整備	防災課、道路河川課、財政課
第5 ボランティア受入れのための環境整備	防災課、社会福祉課、社会福祉協議会
第6 本部機能維持のための環境整備	防災課
第7 広域一時滞在体制の整備	防災課、都市計画課

### 《基本方針》

様々な災害応急対策活動を円滑に展開するため、大規模災害を想定した実施体制や実施環境を確保しておくほか、活動のための資機材等も備えておく必要がある。

このため、関係団体と協力して、被害想定を踏まえた役割分担、連携方法、拠点施設等を明確にしておくほか、必要な設備や資機材等の整備に努める。

### 第1 救急・救護体制の整備

#### 1. 住民の自主救護能力の向上

防災課及び消防組合は、住民の自主救護能力を向上させるために、応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

#### 2. 応急医療体制の整備

##### (1) 緊急医療体制

健康増進課は、災害時に備えて、県、日赤千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会と協議し、迅速な応急医療体制を整備するために、医師会等との連絡体制、救護班の編成等の緊急医療体制の整備を推進する。

##### (2) 後方医療体制の整備

健康増進課は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市内及び周辺地域の収容医療機関とのネットワークの構築を推進する。

##### (3) 医薬品等の確保

健康増進課は、初動に必要な医薬品等を印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会等と連携して備蓄配備を推進するとともに、災害時の調達方法を明確にする。

## 第2 情報連絡体制の整備

---

### 1. 無線通信施設の整備

防災課は、電話等が一時的に途絶した場合に、情報の収集及び連絡体制が確保できるよう防災行政無線（同報系）の点検・保守を実施する。

また、揺れや停電に備えて、非常電源の確保、通信機器の固定等を行うとともに、通信担当職員を決めて、通信機器の使用法の習熟を図る。

今後も災害発生時の情報伝達は防災行政無線を基本として行うものとするが、併せて、できるだけ多くの住民に速やかに情報を伝達できる効果的な活用方法の検討を行う。特に、防災行政無線の難聴地域の現状を把握し、その解消についての検討を行う。

### 2. 防災情報メールの活用

防災課は、住民に対してやちまたメール配信サービスや県で運用しているちば防災メールの周知に努める。

### 3. その他の通信の確保

防災課は、CATV、エリアメール、ツイッター、フェイスブック等のメディアの活用を検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

また、災害対策基本法第57条の規定により、インターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

### 4. 通信設備の安全確保

防災課は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

## 第3 飲料水の確保

---

### 1. 給水資器材の整備及び調達体制の整備

水道課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実に努める。

また、各臨時給水所で代替電源として用いられる発電機等の資器材整備を進める。

### 2. 民間の井戸の活用

水道課及び防災課は、民間の井戸を調査し、必要に応じて災害時協力井戸として登録することを検討する。

## 第4 緊急輸送体制の整備

---

### 1. 緊急輸送道路の指定

防災課及び道路河川課は、県の緊急輸送道路と、物資集積拠点や避難所等の防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定する。

【資料4-3 「緊急輸送道路分布図」】

## 2. 輸送拠点の整備

防災課は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積拠点（災害応急対策計画第7節第4参照）を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等の整備について検討する。

## 3. ヘリコプター臨時離発着場の指定

防災課は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る（災害応急対策計画第8節第2参照）。その際には、避難所や応援部隊の集結地など機能の異なる防災拠点と重複しないよう留意する。

## 4. 車両等の確保体制の整備

財政課は、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

# 第5 ボランティア受入れのための環境整備

---

## 1. 受入れ体制等の整備

社会福祉課及び社会福祉協議会は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう県社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な施設や資材等の環境整備を行う。

## 2. ボランティア意識の啓発

防災課、社会福祉課及び社会福祉協議会は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

## 3. ボランティアコーディネーターの養成

一般分野（第3章・第17節・第1・3（2）一般分野を参照）でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担う災害ボランティアコーディネーターが必要である。

社会福祉課及び社会福祉協議会は、県、日赤千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

# 第6 本部機能維持のための環境整備

---

防災課は、災害対策本部に必要な機能を維持するため、災害発生時に市内が停電した場合であっても、照明や情報収集のためのテレビ・ラジオ等を使用できるよう、自家発電装置の調達等環境整備を進める。

## 第7 広域一時滞在体制の整備

---

防災課は、災害発生にあたって、他地域からの避難者を受け入れる必要が生じた場合の対応について検討する。他地域からの避難者の滞在施設は、公共施設等に設けるものとし、開設・運営手順についてはあらかじめマニュアル等の作成を通じて明確にしておく。

また、防災課及び都市計画課は、避難者数が多数にわたった場合や、避難者が長期にわたって滞在する場合を想定して、市営住宅の確保や、民間賃貸住宅の借り上げについても検討する。

## 第7節 要配慮者の安全確保対策

項目	担当
第1 在宅の要配慮者への対応	障がい福祉課、高齢者福祉課
第2 社会福祉施設等における防災対策	施設管理者
第3 外国人への対策	市民課

### 《基本方針》

大規模災害では円滑な避難行動や避難生活への対応が困難な高齢者等の要配慮者が犠牲になる割合が高いことを踏まえ、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の状態やニーズを踏まえて的確な支援体制を確保する

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を指す。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを指す。

### 第1 在宅の要配慮者への対応

#### 1. 避難行動要支援者名簿の作成等

防災課、障がい福祉課及び高齢者福祉課は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の把握、名簿の更新・管理・共有、避難支援等関係者の安全確保の対策を進める。

その際には、八街市個人情報保護条例に基づき、データ流出の防止等、情報の適切な管理を行う。

#### 〈避難行動要支援者名簿の対象者等〉

項目	内容
避難支援等関係者	① 区・自治会 ② 民生委員 ③ 自主防災組織 ④ 消防団 ⑤ 消防機関 ⑥ 警察機関
避難行動要支援者名簿に掲載する者	① 介護保険で要介護1～5の認定を受けている者（第二号被保険者を含む） ② 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている者 ③ 療育手帳（マルA・A）の交付を受けている者 ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者 ⑤ 上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準には該当しないが、65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、難病患者等、上記避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準に準じる程度で、災害発生時等において単独での避難が困難と思われる者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち本人等から申出があつた者

## 第2章 第7節 要配慮者の安全確保対策

項目	内容
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由
	① 住民基本台帳 ② 要介護認定情報 ③ 障害者手帳台帳 ④ 妊娠届出情報 等
名簿の更新	①名簿の更新を定期的に実施 ②名簿の修正、削除、新規追加については随時実施
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	○ 避難支援等関係者に名簿情報の秘密保持と厳重な保管等の指導を徹底する。 ・ 秘密保持義務の説明、覚書書等の提出、 ・ 施錠可能な場所への名簿の保管、必要以上の複製禁止 など
避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮	○ 市は避難勧告等の緊急情報を避難行動要支援者へ迅速かつ確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化や伝達体制の充実に努める。 ○ 避難支援等関係者は、避難情報等が発表された場合、個々の避難支援者及び避難行動要支援者と連絡をとる体制を確保する。
避難支援等関係者の安全確保	○ 市は、避難支援者への避難情報の確実な伝達体制の整備に努める。 ○ 市は、支援者が自分や家族の安全確保を前提として可能な範囲で要支援者を支援する制度であることを普及する。

### 2. 支援体制の整備

国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」（平成25年8月）や県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」（平成28年3月）、及び「八街市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づいて避難行動要支援者の登録、避難支援プラン（個別計画）を作成し、関係機関への依頼や情報伝達及び救助、避難誘導等、地域社会全体で支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりにあたっては、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携に努め、可能な限り女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けることに留意する。

### 3. 個別計画の促進

防災課、障がい福祉課及び高齢者福祉課は、民生委員等の避難支援等関係者に避難行動要支援者ごとの避難支援プラン（個別計画）の作成を依頼し、説明会等を開催して作成を促進する。

民生委員は、区・自治会等の他の避難支援等関係者の協力を得て避難行動要支援者ごとの個別計画の作成に努める。作成にあたっては、避難行動要支援者の状態、居住地区の災害危険度等を考慮して支援の優先度を検討し、効果的に進める。

### 4. 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

### 5. 避難施設等の整備及び周知

要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し（予定施設：老人福祉センター、つくし園）、「避難所運営マニュアル」（平成27年3月）を参考とし、避難生活に必要な資機材や障がい特性に応じた障がい者用備品、食物アレルギー対応食品等の避難施設等への配備、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

### 6. 防災知識の普及、防災訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

### 7. 在宅等避難者への支援

在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での避難生活（「在宅等避難」という。）を余儀なくされた要配慮者に対する健康相談や生活支援に備え、印旛健康福祉センター、社会福祉協議会などの地域のネットワークによる取組みを進める。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

## 第2 社会福祉施設等における防災対策

---

### 1. 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要でない非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

### 2. 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防組合の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、市との連携のもと、日頃から近隣住民及び自主防災組織、区（自治会）等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

### 3. 施設の防災計画の作成

社会福祉施設管理者は、災害時における業務の内容、動員計画、施設職員の役割分担、県への報告等を盛り込んだ防災計画を作成する。

### 4. 防災学習・防災訓練の充実

社会福祉施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。



### 第3 外国人への対策

---

市民課及び防災課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による防災の啓発、避難場所標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

## 第8節 帰宅困難者対策

項 目	担 当
第1 一斉帰宅の抑制等	防災課、商工観光課、都市計画課、学校教育課、各通信事業者
第2 帰宅困難者の安全確保	防災課、商工観光課、都市計画課

### 《基本方針》

大規模災害により鉄道やバスの運行停止、幹線道路の通行止め等が発生した場合、市内の通勤・通学者、旅客等は一斉に滞留することとなる。また、それらの人々や車両が一斉に帰路につく行動をとれば道路が渋滞し、消防や救助を担う緊急車両の通行の妨げとなるおそれがある。

このため、「むやみに移動しない」という基本原則を周知徹底し、帰宅困難者が市内に一時滞在できる体制を確保する。

※帰宅困難者：震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。  
また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

### 第1 一斉帰宅の抑制等

#### 1. 基本原則の周知・徹底

防災課、商工観光課及び学校教育課等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底をリーフレットやホームページ等で普及啓発する。

また、企業、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するため、食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制の整備、並びに、各種訓練を実施するように要請する。

#### 2. 安否確認手段の普及・啓発

防災課及び各通信事業者は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用伝言版(web171)、J-anpi、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、通話に頼らない複数の安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### 3. 駅前滞留者対策

防災課、商工観光課及び都市計画課は、JR東日本と交通機関停止時の旅客への情報伝達及び避難誘導について協議を行う。

## 第2 帰宅困難者の安全確保

---

### 1. 一時滞在施設の確保

防災課、商工観光課及び都市計画課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、大規模集客施設や駅等の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設（候補施設：八街中学校武道場、千葉黎明高等学校、千葉県立八街高等学校）を検討する。民間施設の場合は、当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

### 2. 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請

防災課、商工観光課及び都市計画課は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、帰宅困難者等対策協議会等を結成し、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時の適切な待機や誘導、平常時の訓練を行うよう要請する。



## 第3章 災害応急対策計画

〈八街市災害対策本部の組織構成〉

部 名	班 名	構成組織
本 部 事 務 局	本 部 班	防災課、監査委員事務局、秘書広報課
	総 務 班	総務課、議会事務局
	情 報 班	企画政策課、システム管理課
	管 財 班	財政課
	調 査 班	課税課、納税課
	会 計 班	会計課
市 民 部	厚 生 班	市民課、社会福祉課、市民協働推進課
	福 祉 班	障がい福祉課、高齢者福祉課、老人福祉センター、 つくし園
	児 童 班	子育て支援課、保育園
	医 療 班	健康増進課、国保年金課
経 済 環 境 部	農 政 班	農政課、農業委員会
	清 掃 班	環境課、クリーン推進課
	商 工 班	商工観光課
建 設 部	土 木 班	道路河川課
	都 市 班	都市計画課
	下 水 班	下水道課
水 道 部	水 道 班	水道課
教 育 部	学 校 班	学校教育課、幼稚園、学校給食センター
	社 会 班	社会教育課、スポーツ振興課、中央公民館、図書館、 郷土資料館、スポーツプラザ

## 第1節 災害応急活動体制

項目	担当
第1 情報収集・災害即応体制の確立	本部班
第2 災害対策本部の設置	本部班
第3 動員・配備	本部班、各班
第4 災害対策本部解散後の体制	本部班

### 《基本方針》

大規模災害が発生した場合、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。このため職員は、勤務時間外にも速やかに参集して災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災関係機関が有する災害対策能力を初動期から最大限発揮させる。

## 第1 情報収集・災害即応体制の確立

### 1. 情報収集・災害即応体制の設置

市域において震度4～5弱の地震が発生した場合に設置する体制とする。

担当職員は、以下の基準に従って情報収集・災害即応体制をとる。

#### 〈配備基準〉

体制	配備基準	活動内容	配備体制
情報収集体制	(1) 市域で震度4を観測し、市長が必要と認めたとき (2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表されたとき 《自動配備》	・被害状況と情報等の収集及び伝達 ・災害に対する準備処置及び応急措置	○責任者：防災課長 ○配備 ・あらかじめ指定された防災課職員
災害即応体制	(1) 市域で震度5弱の地震を記録したとき《自動配備》 (2) 東海地震注意情報が発表されたとき《自動配備》 (3) その他市長が必要と認めたとき	・被害状況と情報等の収集及び伝達 ・関係機関への連絡 ・局地的災害への注意及び警戒	○責任者：総務部長 ○配備(要員は各部対策マニュアルによる) ・本部事務局(会計班除く) ・市民部 ・福祉部 ・健康子ども部 ・経済環境部 ・建設部 ・水道部 ・教育部 ・消防団本部

※自動配備：該当の基準に該当した場合は、指示があったとみなして参集すること

### 2. 情報収集・災害即応体制の運営

#### (1) 参集場所

担当職員は、役所内各担当部署に参集し、災害対策活動を遂行する。

#### (2) 指揮

情報収集体制は防災課長が、災害即応体制は総務部長が指揮をとる。

(3) 応援体制

各部等は班編制により出動できる体制をとる。

3. 情報収集・災害即応体制の解除

各責任者は、市域に被害が発生していないときは、市長に報告し、情報収集・災害即応体制を解除する。

第2 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に従って八街市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。担当職員は、次の基準に従って本部体制をとる。

体制	配備基準	活動内容	配備体制	
第1 配備	(1) 市域で震度5強の地震を記録したとき《自動配備》 (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき(巨大地震警戒)《自動配備》 (3) 市域において局地的な被害が発生したとき (4) 大規模な停電・断水等が発生し長期回復を要すると見込まれるとき (5) その他本部長が必要と認めたとき	・局地的な災害に対する応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報） ・第2配備に移行できる体制	○責任者 本部長 ・災害対策本部の全職員 ・各対策部の3分の1の職員 消防団 避難所直行職員	あらかじめ指定されている職員は、指定避難所へ直行する。
第2 配備	(1) 市域で震度6弱を記録したとき《自動配備》 (2) 市域において、広範囲にわたる被害または局地的でも被害が甚大であり本部長が必要と認めたとき	・災害に対する必要な応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報）	○責任者 本部長 ・災害対策本部の全職員 ・各対策部の3分の2の職員、 消防団	配備要員は各部対策マニュアルによる
第3 配備	(1) 市内で震度6強以上を記録したとき《自動配備》 (2) 本部長が全組織をあげて災害対策が必要と認めたとき。	・市の組織及び機能のすべてをあげて対処	○責任者 本部長 全職員、消防団	

※各課は毎年配備職員名簿を作成しておく。

(2) 設置場所

本部は、第1庁舎第1会議室に設置する。

また、第1庁舎が使用不可能な場合は、総合保健福祉センター等に設置する。

(3) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

【資料1-5 「八街市災害対策本部条例」】

【資料1-6 「八街市災害対策本部事務分掌表」】

【資料1-7 「災害時非常配備職員名簿様式」】



## 2. 災害対策本部の運営

### (1) 本部の構成

本部の構成は、次のとおりとする。

〈本部の構成〉

本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長、教育長
本 部 員	総務部長、市民部長、福祉部長、健康子ども部長、経済環境部長、建設部長、水道課長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、消防団長
本部事務局、 部、班	資料編「資料1-6 八街市災害対策本部事務分掌表」を参照
本 部 連 絡 員	各部の主管庶務担当班長

### (2) 職務権限

本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長）の順により権限を委任する。

### (3) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア 災害対策の基本方針の決定
イ 災害対策、活動体制等の総合調整
ウ その他重要事項の決定

### (4) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及び本部会議の運営を行う。

また、本部連絡員は、各班員から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

### (5) 分掌事務

各部の部長は、本部長（市長）の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

### (6) 本部の解散

本部長（市長）は、市域において災害が発生するおそれが消したと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

## 第3 動員・配備

---

### 1. 動員・配備

#### (1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を決定する。

#### (2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合、該当職員は、震度等に応じて動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。また、避難所直行職員は、震度5強以上の場合、担当の避難所へ直行する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、総務課長から各所属長に情報の伝達を行う。各所属長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

### 2. 動員報告

勤務時間内及び勤務時間外ともに、あらかじめ定められた場所に参集する。参集した職員は、所属単位に総務班に参集報告を行う。

### 3. 消防団員の動員

消防団長は、本部長（市長）から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときはただちに出動できる体制を確立するよう各分団長に対し、防災行政無線、口頭、電話等を利用して指示する。

## 第4 災害対策本部解散後の体制

---

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、対応にあたる。

指揮は副市長が行い、防災課が事務局として調整にあたる。

## 第2節 情報の収集・伝達

項目	担当
第1 地震情報等の収集・伝達	本部班、情報班、銚子地方気象台
第2 通信連絡体制の確保	本部班、情報班
第3 被害情報の収集・伝達	調査班、情報班、総務班
第4 県等への報告	本部班、各班、各防災関係機関
第5 安否照会への対応	厚生班
第6 被災者台帳の作成	情報班、各班

### 《基本方針》

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集し、また、集まった情報をもとに災害の全体像や今後の状況を予測して先手を打つ必要がある。さらに、地震情報などを覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

### 第1 地震情報等の収集・伝達

本部班は、千葉県防災情報システム、テレビ、ラジオ等で、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

#### 〈地震情報の種類〉

種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（八街市は千葉県北西部）と地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	震度3以上で発表する（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度3以上。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、各地の震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

種 類	内 容
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

## 第2 通信連絡体制の確保

### 1. 通信手段の確保

総務班及び情報班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、通信手段を確保する。

#### (1) 電話

##### ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

##### イ 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難所等に臨時電話の設置をNTTへ要請し通信を確保する。

#### (2) 防災行政無線

防災行政無線（同報系）を用いて住民、自主防災組織、区（自治会）への周知、職員への指示等必要な通信を行う。

#### (3) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

#### (4) やちまたメール配信サービス

やちまたメール配信サービスを用いて住民及び自主防災組織、区（自治会）への周知等必要な通信を行う。

### 2. 通信施設が使用不能となった場合の措置

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認められた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

(1) 関東地方地区非常通信協議会の構成機関（鉄道、警察等）の通信施設

(2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

【資料3-3 「佐倉市八街市酒々井町消防組合通信規程」】

### 3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

本部班は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、基幹放送事業者（NHK、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に放送の要請を行う。

なお、知事、本部長（市長）が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、NHK千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

### 第3 被害情報の収集・伝達

#### 1. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を本部長（市長）又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに本部長（市長）に通報する。

通報を受けた本部長（市長）は、直ちに以下の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

#### 2. 災害直後の被害情報の収集

災害発生後ただちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

##### (1) 収集する事項

調査班及び関係各班は、災害発生直後においてわかる範囲内で、以下の事項を収集する。

人 的 被 害	ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況 イ 避難の必要の有無及び避難の状況
物 的 被 害	ア 主要道路、橋梁の被害状況 イ 電気の被害状況 ウ ガス・上下水道の被害状況 エ 住宅の被害状況 オ 公共施設の被害状況
その他の情報	ア 火災等の二次災害の発生状況、危険性 イ 住民、避難者の動向 ウ 道路の渋滞、鉄道の運行状況 エ 帰宅困難者の発生状況 オ 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等 カ その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

##### (2) 被害情報の報告・整理

各班は、情報班に収集した情報を報告する。

夜間・休日に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を報告する。

情報班は、報告を受けた情報を集約し整理する。

##### (3) 関係機関への通報

総務班は、必要に応じて災害情報を地域振興事務所、警察署、消防組合に通報するとともに、近隣市町の災害情報等を聴取し情報班に報告する。

#### 3. 被害調査

調査班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害の認定調査を行う。各班は、それぞれが所管する施設の被害調査を行う。

なお、被害調査は「被害の認定基準」によるものとし、その結果は情報班に提出する。

## 第4 県等への報告

### 1. 災害発生への報告

防災課は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

ちば消防共同指令センターは、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

### 2. 県への被害報告

#### (1) 報告先・手段

次の基準に該当する災害が発生した場合、情報班が災害状況を取りまとめ、本部班が千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

#### (2) 報告基準、報告事項

県への報告基準、報告事項は、次のとおりとする。

報告基準	① 震度5弱以上を観測した場合 ② 気象警報（波浪を除く）が発表された場合 ③ 市災害対策本部を設置した場合 ④ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合 ⑤ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合 ⑥ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合
報告事項	① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定） ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要な事項

#### (3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

##### ア 総括責任者

本部長（市長）：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

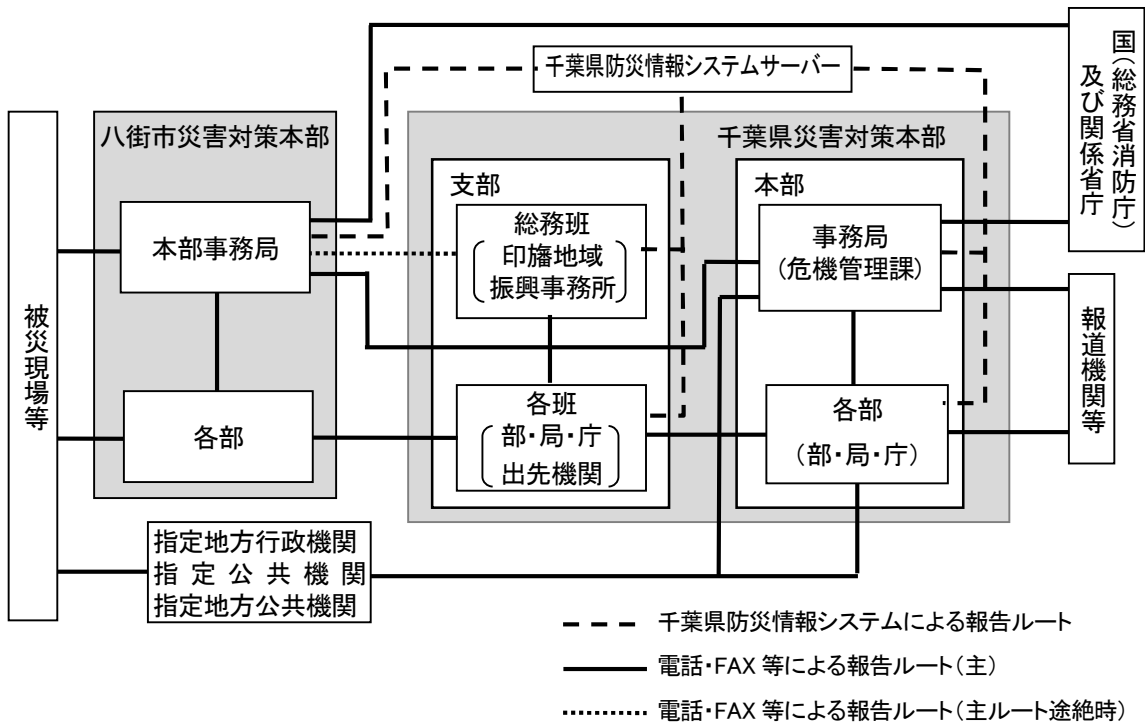
##### イ 取扱責任者

本部事務局長（総務部長）：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、以下のとおりである。

〈被害情報等の収集報告の流れ〉



〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	<b>【消防庁応急対策室】</b> ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49013 (衛星系) 120-90-49013 (地上系) FAX 048-500-90-49033 (衛星系) 120-90-49033 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	<b>【県危機管理課】</b> ① 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127
勤務時間外	<b>【消防庁宿直室】</b> ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49012 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	<b>【県防災行政無線統制室】</b> ① 県防災行政無線 電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) ② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

第5 安否照会への対応

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害

等)のないように配慮して適切に回答する。

### 1. 安否情報の収集、管理

厚生班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、在宅等避難者名簿、医療救護記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に市民の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

### 2. 安否照会の受付

厚生班は、災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

#### 〈安否照会者の確認事項〉

① 照会者の氏名、住所
② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
③ 照会をする理由

### 3. 安否情報の回答

厚生班は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

#### 〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
① 被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
② 被災者の親族（上記を除く。）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
③ 被災者の知人等	市が保有している安否情報の有無
④ 上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

## 第6 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

### 1. 被災者台帳の作成

情報班は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。



〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	担当
① 氏名（住民基本台帳）	厚生班
② 生年月日（住民基本台帳）	厚生班
③ 性別（住民基本台帳による）	厚生班
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	厚生班
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	調査班
⑥ 援護の実施状況	関係各班
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	市民部各班
⑧ 電話番号その他連絡先	厚生班
⑨ 世帯の構成	厚生班
⑩ 罹災証明書の交付状況	調査班
⑪ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	情報班
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	情報班
⑬ 個人番号（マイナンバー※を利用する場合）	市民班
⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	関係各班

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）（平成25年法律第27号）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

## 2. 被災者台帳の利用、提供

情報班は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

## 第3節 災害広報

項目	担当
第1 災害時の広報	本部班
第2 災害相談	情報班
第3 報道機関への対応	本部班、総務班

### 《基本方針》

災害が切迫する場合には住民に対して警戒や避難を促すための広報を行うが、状況や手段によっては情報が行き渡らないことや、表現方法によっては送り手の意図が理解されず、的確な防災行動に結びつかないことがある。

このため、災害時の広報は、多様な手段を活用して情報を早く、広く提供するとともに、受け手にわかりやすく表現する必要がある。また、災害からいち早く立ち直るには、被災者向けの救援サービスの内容を周知したり、被災者からの問い合わせに対応するなど、被災者の不安や悩みを軽減する必要がある。

### 第1 災害時の広報

情報不足による混乱等を防止するため、平常時の広報手段のほか、避難所への広報紙の掲示等、多様な手段を活用し、正確な情報を周知する。

#### 1. 災害直後の広報

総務班は、市内で震度5強以上の地震を観測した場合、防災行政無線等で冷静に落ち着いて行動できるよう広報を行う。

#### 2. 災害対策本部設置時の広報

本部班は、災害の状況にあわせた以下の内容の広報について適切な手段をもって行う。

##### (1) 広報内容

- ア 地震に関する情報（被害や余震の情報）
- イ 高齢者等避難又は避難指示
- ウ 生活関連情報（電気、ガス及び水道の状況、食料及び生活必需品の供給状況）
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ バス、鉄道等、交通機関の運行状況
- キ 医療機関の活動状況
- ク 市の対策の実施状況と住民のとるべき措置

##### (2) 広報手段

- ア 防災行政無線（同報系）

- イ 広報車による巡回広報、職員の派遣
- ウ 災害広報紙の発行
- エ インターネット（八街市ホームページ、メール等）

### 3. 避難所における広報

総務班は、避難所において避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所自治組織（第4節・第3・1「避難所運営体制」参照）、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、要配慮者等、情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

#### 〈避難所における広報〉

ア	災害広報紙の配布（外国人に配慮して外国語版も検討）
イ	避難所広報板の設置
ウ	避難所自治組織による口頭伝達
エ	手話、外国語ボランティア等による伝達

## 第2 災害相談

情報班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、役所内に災害相談総合窓口を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者を置く。

相談窓口で扱う事項は、以下のとおりである。

#### 〈相談事項〉

ア	安否情報（家族の消息等）	イ	搜索依頼の受付け
ウ	罹災証明書の発行	エ	埋火葬許可証の発行
オ	その他各種証明書の発行	カ	仮設住宅の申し込み
キ	住宅の応急修理の申し込み	ク	災害見舞金、義援金の申し込み
ケ	被災者生活再建支援金の申し込み	コ	生活資金、営業資金等の相談
サ	福祉、法律関係の相談	シ	職業のあっせん等の相談

## 第3 報道機関への対応

### 1. 報道機関への要請

#### (1) 放送要請

総務班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達又は警告のため「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送を要請する。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

#### (2) 取材の配慮要請

総務班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

2. 記者発表

総務班は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

また、記者会見場の設置に当たっては、必要な設備を準備する。

〈記者発表の概要〉

記者発表場所	第1位 第1庁舎特別会議室 第2位 第1庁舎第2会議室
発表者	第1位 本部長（市長） 第2位 副本部長（副市長） 第3位 本部事務局長（総務部長）
発表内容	ア 被害の状況 イ 市の応急対策の内容 ウ 住民、全国への支援要請 等

## 第4節 避難

項目	担当
第1 高齢者等避難・避難指示等	本部班
第2 避難所の開設	本部班、学校班、社会班、総務班、区(自治会)、施設管理者
第3 避難所の運営	学校班、社会班、商工班、福祉班
第4 在宅避難者の支援	厚生班、本部班
第5 避難所の閉鎖	学校班、社会班
第6 広域一時滞在	本部班、情報班、県、防災関係機関

## 《基本方針》

大規模地震の発生時は、延焼火災、危険物等の流出・拡散、余震や大雨による二次災害などに対して避難が必要となる。避難指示等の権限を有する市長等は、危険区域を的確に把握して避難指示等の発令、伝達を円滑に行う。

また、住居等を失った被災者には一時滞在する避難所を提供するとともに、集団避難生活による被災者の精神的、体力的な負荷を軽減するため、避難所の良好な生活環境を確保する。

さらに、ライフラインや物流の停止によって食料や生活物資を確保できない在宅避難者等にも、避難所を拠点として避難所滞在与同様に食料等を提供する。

## 第1 高齢者等避難・避難指示等

## 1. 避難指示等の発令

## (1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の住民等に対し、緊急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示し、その旨を知事へ報告する。

また、避難指示に先立ち、住民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。本部班事務局長（総務部長）は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、本部班は避難指示等の事務を行う。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。

〈高齢者等避難・避難指示等により立退き避難が必要な居住者に求める行動〉

高齢者等避難	<p>●危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>1) 高齢者は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する者</p> <p>2) 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等はこのタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
--------	--

第3章 第4節 避難

避難指示	●危険な場所から全員避難 1)危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。
緊急安全確保	●命の危険 直ちに安全確保! 1)指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

〈高齢者等避難・避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
本部長 (市長)	1) 高齢者等避難：法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき 2) 避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要であると認めるとき 3) 緊急安全確保：立退き避難がかえって危険となると、緊急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項・第3項
知事	1) 災害の発生により本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官	1) 本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき 2) 本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法（昭和29年法律第162号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	1) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	1) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条

(2) 避難指示等の解除

本部長（市長）は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示等を解除する。

2. 避難情報等の伝達

(1) 住民等への伝達

本部班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、口頭等により住民等にその旨を伝達する。

〈避難指示等の内容〉

ア 避難対象地域	イ 避難先	ウ 避難経路
エ 避難指示の理由	オ その他必要な事項	

(2) 関係機関の相互連絡

本部班、県、警察署及び自衛隊は、避難の指示又は解除を発令した時は、その旨を相互に連絡する。

3. 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が、自主防災組織、区（自治会）等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、「八街市避難行動要支援者避難支援全体計画」や個別計画等に基づき、区（自治会）等が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校等施設における誘導

学校、社会教育施設、幼稚園、保育園等の避難誘導は、各施設の管理者等が実施する。

4. 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずることができる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
本部長 (市長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の応急措置の全部又は一部を本部長（市長）に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合に人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。	消防法第23条の2第2項
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条第2項

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官	本部長（市長）若しくは本部長（市長）の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、上記に記載する本部長（市長）等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第2項
	消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員若しくは消防団員の要求があったときは、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。	消防法第28条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	本部長（市長）若しくは本部長（市長）の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないときは、上記に記載する本部長（市長）等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第3項

## 5. 複合災害時の措置

地震発生時に大規模な火事、洪水、土砂災害などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に伝達する。

## 第2 避難所の開設

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、避難所を開設するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が避難所を開設し、市長は知事を補助するものとする。

### 1. 避難所の開設

学校班及び社会班は、災害の状況に応じて避難者を収容する避難所を決定する。

避難所の開設は、勤務時間内は施設の管理者が行う。また、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ指名する避難所直行職員が鍵を携行して避難所を開設し、学校班、社会班の職員が派遣されるまでの間の初動対応を行う。

その他、総務班は、避難所開設の状況を県に報告する。

【資料4-1 「指定緊急避難場所・指定避難所一覧表」】

### 2. 避難者の受入れ

避難所を開設した職員は、施設管理者、自主防災組織、区（自治会）と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難者数等を確認し、総務班に報告する。

## 第3 避難所の運営

### 1. 避難所運営体制

#### (1) 避難所運営

避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」（平成27年3月）に基づき、原則として自主防災組織、区（自治会）を中心とした避難者の自治による組織（以下「避難所自治組織」という）が行う。

学校班及び社会班は、避難所自治組織が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自主



### 第3章 第4節 避難

防災組織及び区（自治会）と連携をして、住民組織のリーダーの指名、避難所自治組織の確立、ボランティア活動のための環境整備等、円滑な運営が行える環境づくりを支援する。運営にあたっての配慮事項は、以下のとおりである。

ア 状況に応じて、避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応出来る環境のための備蓄や速やかに物資を調達できる体制の整備に努める。

#### 〈避難所の設備〉

・炊き出しのための調理設備や器具	・燃料	・洗濯機
・畳、パーティション	・仮設風呂、シャワー	・暖房機器
・扇風機等の冷房機器	・仮設（簡易）トイレ	等

イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。

ウ 運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や妊産婦及び乳幼児等に配慮する。

#### 〈女性・妊産婦等への配慮事項〉

・女性専用の相談窓口	・防犯対策	・女性専用の物資配布
・女性専用の物干し場、更衣室、トイレ、授乳室の設置		

エ 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

#### (2) 避難者の把握

学校班及び社会班は、避難所自治組織の協力を得て、避難した住民等に用紙を配布し、各世帯単位に記入するよう指示し、避難者名簿を作成する。さらに、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

また、避難所で生活せず食事のみを受け取りに来る被災者等についても把握する。

#### (3) 避難所担当の割り当て

避難所の開設が長期に及ぶ場合は各部に担当する避難所を割り当て、全庁的に運営、管理を分担する。

## 2. 食料・物資の供給

学校班及び社会班は、避難者数から食料、生活必需品等の品目及び必要量等を商工班に要求する。避難所に供給された食料、物資の配分方法及び配分作業は、避難所自治組織に委任する。

## 3. 要配慮者への支援

#### (1) 避難生活での配慮

学校班及び社会班は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

#### (2) 福祉避難所の開設

福祉班は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要

配慮者に対して、福祉避難所を開設し収容する（第15節・第2・2「福祉避難所の開設」参照）。

#### 4. 多様な避難所の確保

学校班及び社会班は、避難の長期化等を考慮して、可能な限り旅館やホテル等を確保する。

### 第4 在宅等避難者の支援

---

市は、在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた市民（「在宅等避難者」という。）に対し、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

なお、在宅等避難者への食料等の支給、保健衛生指導等の各種支援措置は、避難所を拠点として実施する。

厚生班は、自主防災組織及び区（自治会）等の協力を得て、在宅等避難者の所在を確認し、在宅等避難者名簿を作成する。

本部班は、在宅等避難者に対し、避難所等で食料の支給等の各種支援を実施することを周知する。

在宅等避難者への食料、物資の供給方法は、避難所の避難者への供給方法に準ずる（第3 2. 「食料・物資の供給」参照）。

### 第5 避難所の閉鎖

---

学校班及び社会班は、避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

### 第6 広域一時滞在

---

災害により、被災した住民が市外の市町村に避難する必要があるときは、災害対策基本法第5章 第5節に基づき、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う。

#### 1. 広域一時滞在の要請

本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

##### (1) 県内他市町村への受入れ要請

###### ア 広域一時滞在の要請

本部班は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町（以下「協議先市町村」という。）に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 協議先市町村からの通知の内容の公示</li><li>② 内閣府令で定める者への通知</li><li>③ 県への報告</li></ol> |
|---|

イ 広域一時滞在の解除

本部班は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 協議先市町村への通知</li><li>② 内閣府令で定める者への通知</li><li>③ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示</li><li>④ 県への報告</li></ul> |
|--|

(2) 県外市町村への要請

ア 他都道府県への受入れ協議

本部班は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。

イ 公共施設等への受入れ決定

本部班は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示</li><li>② 内閣府令で定める者への通知</li></ul> |
|--|

ウ 県外広域一時滞在の解除

本部班は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示</li><li>② 内閣府令で定める者への通知</li><li>③ 県への報告</li></ul> |
|---|

(3) 被災者への情報提供等

情報班は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先の都道府県及び市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

2. 広域一時滞在の受入

他市町村から本市へ、被災者の一時滞在の受入要請がある場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

(1) 受入協議

本部班は、県内他市町村から被災者の受入協議を受けた場合、以下に記載する理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 本市も被災していること。</li><li>② 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと。</li><li>③ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。</li><li>④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。</li></ul> |
|---|

(2) 受入れ公共施設等の確保

本部班は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

(3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

**3. 費用負担**

受入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。

## 第5節 消防・救助救急・危険物等対策

項目	担当
第1 消防活動	消防組合、消防団、自主防災組織、区（自治会）、事業所
第2 救助・救急	消防組合、情報班、消防団、自主防災組織、区（自治会）、事業所
第3 危険物等の対策	県、消防組合、学校班、関東東北産業保安監督部

### 《基本方針》

大規模地震が発生した場合は建物の倒壊や火災等が同時多発し、関係機関が有する消防、救助・救急能力を大きく超える事態となるおそれがある。また、建物の倒壊等により救助・救急を要する事態が多発した場合、懸念される挫滅症候群<sup>\*</sup>の発症を防止するには1～2時間以内に救出し、さらに72時間以内に人工透析等の救命措置をとる必要がある。

このため、延焼火災の防衛等、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行うほか、住民等は地域の自主防災力を発揮して消火・救出活動を行い、地区の被害の最小化に努める必要がある。

※挫滅症候群（クラッシュ症候群）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

## 第1 消防活動

### 1. 消火活動

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

#### (1) 常備消防の活動

消防組合は、地震災害対策警防本部を設置し、消防長が警防本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

##### ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難路確保の消防活動を行うものとする。

##### イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼が拡大する危険要素が高い地域を優先して消防活動を行うものとする。

##### ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

##### エ 市街地火災の優先

工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に

面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(2) 消防団の活動

消防団は、以下の活動を行う。

ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、発生した場合は、付近の住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

消防団の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防組合と協力して行うものとする。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させるものとする。

2. 住民・自主防災組織の消火活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

3. 事業所の消火活動

事業所は、火災が発生した場合、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。

また、事業所周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

4. 通電火災等への警戒活動

消防組合は、住民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

5. 消防広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

本部長（市長）又は消防長は、市内消防機関による対応が困難で広域応援を要する災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（千葉県平成4年4月1日締結）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県平成8年5月31日策定）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、消防隊の受け入れは総務班とし、消防団は、応援隊の車両等に同乗し、被災現場へ

の案内等を行う。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

(2) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）及び消防長は、大規模災害のため消防・防災ヘリコプターの広域応援を要する場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

## 第2 救助・救急

---

### 1. 救助活動

(1) 救出情報の収集

情報班は、消防組合及び警察署等の情報から救出情報を収集し管理する。

(2) 救助活動

消防組合及び消防団は、救助隊を編成するとともに、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により消防組合及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出勤を要請する。

傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療衛生班との密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 警察署の活動

消防機関が対応できない場合は、救出・救護活動については、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多数の人が集まる場所等を重点に行う。救出した負傷者は、応急処置を施したのち、医療衛生班等に引き継ぐか、車両及びヘリコプターを使用して速やかに医療機関に収容する。

(4) 住民、自主防災組織及び事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

### 2. 救急活動

消防組合は、負傷者を救急車で救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

総務班及び消防組合は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。

### 3. 惨事ストレス対策

消防組合は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

## 第3 危険物等の対策

---

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防組合は、必要に応じて協力するものとする。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

### 1. 高圧ガス等の保管施設

県及び消防組合は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

### 2. 石油類等危険物保管施設

消防組合は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域の住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

### 3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずるよう監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

### 4. 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校等は、各学校長に対し、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

### 5. 危険物等輸送車両

消防組合は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。



## 第6節 医療救護・防疫

	担 当
第1 応急医療活動	医療班、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部
第2 防疫活動	県（印旛健康福祉センター）、医療班、情報班、清掃班
第3 保健活動	医療班、県（印旛健康福祉センター）、水道班

### 《基本方針》

建物の倒壊等により挫滅症候群<sup>※1</sup>を発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとることが必要となる。医療機関の被災により市内の有する医療救護サービスが低下する中、医療救護ニーズの急激な高まりや挫滅症候群等の高度医療ニーズが発生した場合、市内各所で医療救護サービスを提供するとともに、広域的な高度医療ネットワークを確立する必要がある。

また、大規模な災害に遭遇し、身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害<sup>※2</sup>を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者がエコノミークラス症候群<sup>※3</sup>で死亡することもあることから、こころのケアや健康指導を施すことが重要となる。

※1 挫滅症候群：長時間にわたり手足や臀部を圧迫され続け、その解放後に起こる様々な症候をいい、圧迫された部位や時間などによっては急性腎不全等を起こし、死に至ることもある。

※2 心的外傷後ストレス障害（PTSD）：災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。

※3 エコノミークラス症候群：長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

### 第1 応急医療活動

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班等により応急医療活動を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が応急医療活動を実施し、市長は知事を補助するものとする。

#### 1. 救護本部の設置

医療班は、八街市総合保健福祉センターに八街市災害救護本部を設置し、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。

また、印旛健康福祉センターに合同救護本部が設置された場合は同本部に協力するとともに、県、印旛地域災害医療コーディネーター、印旛地域内の災害拠点病院等の医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

#### 〈市救護本部・合同救護本部の主な機能〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の医療救護活動の指揮、調整</li> <li>(2) DMAT以外の医療救護班の応援活動についての指揮、調整</li> <li>(3) 搬送先医療機関の確保、調整</li> <li>(4) 県災害医療本部への要請（医薬品の供給等）</li> <li>(5) 地域の診療機能の復旧支援、復旧状況に応じた巡回診療の推進</li> </ul> |
|---|

## 2. 救護班出動の要請

医療班は、必要に応じて市内病院等に負傷者等に対する救護活動への協力を要請し、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部長に救護班の出動を要請する。

また、県に対して、県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請するほか、印旛健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動拠点本部が設置された場合に、DPATの行う医療救護活動との調整を図る。

## 3. 救護所の設置

医療班は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて避難所内に救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

なお、救護所は、救護班の編制状況及び負傷者の発生状況を考慮し、段階的に設置するものとし、第一次救護所を避難所となる中学校、第二次救護所を避難所となる小学校とする。

### 〈救護所での活動〉

- |  |
|--|
| (1) 負傷者の緊急度の判定（トリアージ）<br>(2) 傷病者に対する応急処置<br>(3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定<br>(4) 軽症者等に対する医療<br>(5) 助産 |
|--|

## 4. 医薬品・医療用資機材等の確保

医療班は、救護のための医療器具・医療資機材等及び薬品を以下の手段で確保する。

- (1) 合同救護本部への要請及び薬剤師会、薬品業者、薬局等から調達する。
- (2) 確保が困難な場合は、合同救護本部を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。
- (3) 災害当初は、医師、歯科医師等が携行した医薬品を使用する。（費用については市が実費弁償する。）
- (4) 飲料水、洗浄のための水の供給は、水道班に要請する。
- (5) 輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

## 5. 後方医療体制

医療班は、救護所等で対応できないときは、後方医療機関に搬送する。

また、印旛市郡医師会、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。

### 〈後方医療機関〉

区 分		名 称
災害医療協力病院		海保病院、新八街総合病院
災害拠点 病院	基幹災害拠点病院	日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害拠点病院	成田赤十字病院（専用臨時ヘリポート） 東邦大学医療センター佐倉病院

## 6. 搬送体制

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、区（自治会）、自主防災組織、事業所等が協力して行うことを基本とする。

## 7. 継続的治療への対応

医療班は、人工透析等の継続的治療が必要な住民への応急措置について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

# 第2 防疫活動

---

## 1. 防疫体制の確立

医療班は、印旛健康福祉センターと連携して「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、防疫組織を設け、防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

## 2. 防疫活動

### （1）検病調査及び健康診断

医療班は、医師会等の協力を得、印旛健康福祉センターと連携して避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。

### （2）消毒の実施

清掃班及び印旛健康福祉センターは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条に基づき、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、区（自治会）等を通じて薬品を配布し住民が散布を行うものとする。

防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

### （3）感染症患者への措置

印旛健康福祉センターは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第19条の規定により必要に応じて入院を勧告する。

### （4）報告

医療班及び情報班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時印旛健康福祉センターに報告する。

## 第3 保健活動

### 1. 被災者の健康管理

#### (1) 避難所救護所の設置

医療班は、避難所における避難生活が長期化し、地域の医療機関の診療体制が未回復のときは、印旛健康福祉センターと連携して必要に応じて避難所ごとに避難所救護所を設置する。避難所救護所では、災害派遣医療チームなどの協力を得て避難者等の医療救護活動を行う。

#### (2) 巡回医療の実施

印旛健康福祉センターは、保健活動チームを編成し、市（医療班）と連携して避難所や被災地域において、巡回による被災者や要配慮者（要介護高齢者、障がい者、妊産婦など）の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を支援し、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、予防活動を継続的に実施する。

#### (3) 栄養・食生活の支援

医療班は、被災者に対して次に掲げる活動を実施する。また、印旛健康福祉センターを通じて栄養士の派遣を要請する。

#### 〈栄養・食生活の支援活動内容〉

ア 避難所等の食事摂取の調査・評価	イ 必要な食品（栄養素）の手配
ウ 食品保管場所の整理・確認	エ 避難所での食品衛生助言
オ 栄養・食生活支援に必要な情報発信、啓発資料の作成	
カ 避難所等への巡回栄養相談	キ 要配慮者用食品の手配・配布
ク 派遣管理栄養士の活動調整	ケ 通常業務の再開計画支援

### 2. 飲料水の安全確保

水道班は、県（印旛健康福祉センター）と連携して、飲料水に汚染のおそれがある場合は、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者等に広報及び指導を行う。

## 第7節 生活救援

項目	担当
第1 応急給水	水道班
第2 食料の供給	情報班、商工班、学校班、社会班
第3 生活必需品の供給	情報班、商工班、学校班、社会班
第4 救援物資の受入れ	商工班
第5 燃料の確保及び供給	商工班、千葉県石油商業組合八街支部、千葉県LPガス協会印旛支部

## 《基本方針》

住居の被災、ライフラインや流通機構の障害が発生した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限される。このため、病院、福祉施設等の重要施設の機能を維持するために必要な水を緊急に確保するとともに、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を確保して被災者等に供給する。

## 第1 応急給水

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、速やかに応急給水対策を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が応急給水を実施し、市長は知事を補助するものとする。

## 1. 給水需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、避難所及び避難者数とする。

## 2. 応急給水活動

## (1) 給水量の基準

給水量の基準は、次のとおりとする。

## 〈給水量の基準〉

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要な最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

(2) 優先給水

災害発生当初は、断水地区の医療機関等の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 給水活動

災害発生当初は、備蓄及び救援物資のペットボトル（協定による流通備蓄の調達も含む）を供給する。

その後、給水車等により避難所等での給水拠点で、住民が持参したタンク、バケツ等に給水する。搬送用車両及び容器等が不足する場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

【資料4-2 「市の備蓄品」】

【資料5-4 「災害協定一覧」】

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

## 第2 食料の供給

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、速やかに食料の供給対策を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が食料の供給を実施し、市長は知事を補助するものとする。

また、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う計画となっている。

このため、市は、大規模災害時において県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

### 1. 食料供給の方針

地震発生直後は、家庭内備蓄及び市の備蓄で対応し、それ以降は、県や市が調達した食料等を供給することを基本とする。

【資料4-2 「市の備蓄品」】

### 2. 食料の確保

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、以下のとおりとする。

〈食料の支給対象者〉

- |                             |
|-----------------------------|
| ア 避難所に避難している者               |
| イ 住家の被害等により炊事のできない者         |
| ウ 災害による流通支障等で食料を得られない者      |
| エ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 |
| オ 災害応急対策活動従事者               |

(2) 需要の把握

情報班は、以下の班が把握した食料の需要をとりまとめる。

〈需要把握の方法〉

- |                                |
|--------------------------------|
| ア 学校班、社会班：避難者及び食料のみを受け取りにくる被災者 |
| イ 総務班：災害応急対策活動従事者（応援者を含む）      |

(3) 食料の確保

商工班は、必要量に基づき、協定に基づく救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

供給する食料は、原則として、弁当、パン、飲料とし、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。

業者からの確保が困難な場合は、自衛隊に炊き出しを要請する。

政府所有米穀の調達をする場合、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

3. 食料の供給

商工班は、避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。避難所での配布は、避難所自治組織が行う。

### 第3 生活必需品の供給

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、速やかに生活必需品の供給対策を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が生活必需品の供給を実施し、市長は知事を補助するものとする。

1. 生活必需品供給の方針

地震発生直後は、家庭内備蓄及び市の備蓄で対応し、それ以降は、県や市が調達した生活必需品等を供給することを基本とする。

2. 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の供給対象者

物資供給の対象者は、以下のとおりとする。

〈生活必需品の供給対象者〉

- |   |
|---|
| 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者      |
| ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者           |
| イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 |

(2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

(3) 物資の確保

商工班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から受入れた救援物資についても、各避難所等に供給する。

### 3. 生活必需品の供給

避難所への供給は、食料と同様とする。

## 第4 救援物資の受入れ

---

### 1. 救援物資の受入れ方針

救援物資の受入れは、企業、自治体、団体からのみとすることを原則とする。

商工班は、提供の申し出を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、市が必要なときに供給を要請する。

### 2. 救援物資の受入れ

商工班は、物資集積拠点（候補施設：クリーンセンター（車庫））を開設する。

集積された物資はボランティア等の協力を得て仕分け、保管等を行い、輸送業者により避難所等へ配送する。

なお、市が受入れの体制等を確保できない場合は、県と県倉庫協会及び県トラック協会が締結する「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」を活用し、物流専門家の派遣、営業倉庫への物資の集積、輸送等を要請する。

【資料4-4 「市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧」】

## 第5 燃料の確保及び供給

---

商工班は、災害対策本部や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、また、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、千葉県石油商業組合八街支部又は千葉県LPガス協会印旛支部に燃料の供給を要請する。



## 第8節 交通・緊急輸送

項目	担当
第1 交通対策	土木班、県（印旛土木事務所）、佐倉警察署
第2 緊急輸送	土木班、管財班、社会班、総務班
第3 緊急通行車両等の確認	管財班、佐倉警察署

### 《基本方針》

大規模災害時には、道路の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、孤立地区の発生、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、孤立地区等の救助等に対し、ヘリコプターなどの可能な輸送手段を最大限活用するとともに、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

### 第1 交通対策

#### 1. 交通情報の収集

土木班は、県及び警察署と連携し、交通状況、道路の被災状況等、以下の情報を収集する。

#### 〈収集する交通情報〉

ア	主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
イ	交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
ウ	特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
エ	その他必要な事項

#### 2. 交通規制

##### (1) 交通規制の実施

交通規制の実施機関は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

土木班は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

#### 〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条

### 第3章 第9節 震災警備・防犯

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

#### (2) 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置として、以下の事項の周知を図る。

#### 〈運転者のとるべき措置〉

<p>ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること</p> <p>(ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること</p> <p>(イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること</p> <p>(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと</p> <p>イ 避難のために車両を使用しないこと</p> <p>ウ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること</p> <p>(ア) 車両を道路外の場所に置くこと</p> <p>(イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること</p> <p>(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること</p>
---

### 3. 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条

の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下の措置をとる。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令  
イ 運転者の不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

## 第2 緊急輸送

---

### 1. 緊急輸送路

市における第1次緊急輸送道路（県指定）は、国道126号及び国道409号、第2次緊急輸送道路（県指定）は主要地方道千葉八街横芝線及び主要地方道成東酒々井線である。

土木班は、緊急輸送道路となる市内道路の状況を点検し、他の道路管理者や警察と情報を共有する。また、必要に応じて交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について警察署と連絡をとる。

【資料4-3 「緊急輸送道路分布図」】

### 2. 車両輸送

(1) 車両の確保

管財班は、公用車その他の車両を管理し、常に配車状況を把握し、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者等、千葉県トラック協会、千葉県バス協会に調達を要請するものとする。

(2) 燃料の確保

管財班は、公用車、応援車両等に必要な燃料を優先的に給油するよう市内のガソリンスタンドに要請する。

### 3. ヘリコプター輸送

(1) ヘリコプターの確保

総務班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) ヘリコプター臨時離発着場の開設

社会班は、ヘリコプター臨時離発着場を開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊とともに開設準備を行う。

名称	所在地
八街中央グラウンド	八街ほ 35
八街市立八街中央中学校	八街ほ 591
スポーツプラザ（多目的広場）	八街い 84-10

4. 鉄道による輸送

災害の状況により、JR東日本佐倉駅長に鉄道輸送を依頼する。

第3 緊急通行車両等の確認

1. 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出し、証明書は当該車両に備え付ける。

2. 緊急通行車両等の事前届出について

(1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

(3) 届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

3. 規制除外車両

管財班は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記2. に準ずる届出を推進する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</li> <li>(2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</li> <li>(3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</li> <li>(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</li> </ul> |
|--|

## 第9節 震災警備・防犯

項目	担当
第1 震災警備	佐倉警察署
第2 防犯	佐倉警察署、避難所自治組織、自主防災組織、区（自治会）

### 《基本方針》

大規模災害発生時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

## 第1 震災警備

### 1. 震災警備の基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

### 2. 警備体制

警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

#### (1) 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合等

#### (2) 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

#### (3) 災害警備本部

大規模地震が発生した場合及び東海地震予知情報が発表された場合等

### 3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

## 第2 防犯

---

警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪等を防止するため、避難所自治組織、自主防災組織、区（自治会）等と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の対策を実施する。

## 第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

項目	担当
第1 行方不明者の捜索	厚生班、消防組合、佐倉警察署、自主防災組織、区（自治会）、消防団
第2 遺体の処理・埋火葬	厚生班、県、日赤千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会

### 《基本方針》

大規模災害により多数の住民の安否が不明となった場合、発災時に建物の倒壊や土砂災害が発生した現場にいたと推定される住民を速やかに特定して捜索を行う。

また、犠牲者が多数に上る場合にも、遺族の心情を考慮して遺体の捜索、収容、埋葬等を迅速に行う。

### 第1 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、消防組合が関係機関の協力を得て行う。市は、消防組合が行う捜索活動に協力する。

#### 1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

厚生班は、捜索願等により行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

なお、行方不明者のリストは、消防、警察署及び自衛隊に提出し情報の共有を図る。

#### 2. 捜索活動

行方不明者の捜索は、消防組合が、警察署、自主防災組織、区（自治会）、消防団等の協力を得て実施する。

### 第2 遺体の処理・埋火葬

遺体の処理及び埋火葬は市が警察署、消防機関、自主防災組織、区（自治会）等と協力して行う。

また、市単独での処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するとともに、県に自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

なお、災害救助法による死体の処理は、災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施する。

#### 1. 遺体の処理

厚生班は、警察官の検視後の遺体検案のために、県、日赤千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会等に医師等の派遣を要請する。

### 第3章 第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

遺体の処理は、派遣された医師により、市が指定する遺体安置所で行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は、遺族へ引き渡し、遺体処理台帳等に必要事項を記載する。

#### 〈遺体の処理〉

遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	死因その他の医学的検査をする。

## 2. 遺体の安置

厚生班は、市に引き渡された遺体を安置するために、公共施設に遺体安置所（候補施設：中央公民館）を開設する。

また、搬送手段、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等死体の処理に必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

## 3. 遺体の搬送

遺体の搬送は、遺族が行うことを原則とする。厚生班は、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

## 4. 遺体の埋火葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

### (1) 埋火葬の受付け

厚生班は、災害相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

### (2) 埋火葬

厚生班は、近隣の火葬場で遺体を火葬し、遺族に引き渡す。遺体が多数のため対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

埋葬は、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

また、災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

### (3) 身元不明者の対応

厚生班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取りのない遺骨は、「八街市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則」（平成4年規則第38号）により扱う。



## 第11節 清掃・廃棄物・環境対策

項目	担当
第1 清掃・廃棄物処理	清掃班、印旛衛生施設管理組合
第2 道路・河川等の障害物除去	土木班、県（印旛土木事務所）、東日本高速道路
第3 環境汚染・健康被害の防止	清掃班、県
第4 動物対策	清掃班、県（印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）

### 《基本方針》

大規模災害により多数の家屋が被災した場合、被災家屋の解体・撤去によって市の廃棄物処理能力を大きく超える大量のがれきが発生する可能性がある。また、ライフラインの被災により、下水道処理区域においても尿の収集・処理が必要となることもある。

このため、災害廃棄物等の収集処理体制、がれき等の仮置場を速やかに確保し、また、災害廃棄物の分別や仮置場への搬入ルールを徹底して減量化を図り、計画的に処理を推進する必要がある。

## 第1 清掃・廃棄物処理

### 1. 災害廃棄物の処理

清掃班は、災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」（以下「策定指針」という。）及び「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき災害廃棄物処理計画の事前準備に努める。災害廃棄物発生量の推計にあたっては、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

#### (1) 処理体制の確立

清掃班は、廃棄物の処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

#### (2) がれき処理

清掃班は、民間委託業者に要請して災害廃棄物を一時的に仮置き場（候補施設：北部グラウンド）に運搬し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

#### (3) 粗大ごみ、生活ごみ（避難所のものを含む）の処理

清掃班は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。ごみの収集、処理は、クリーンセンターが実施するが、

対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(4) 環境大臣による廃棄物処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に請求することが出来る。

## 2. し尿の収集・処理

(1) 仮設トイレの設置

清掃班は、断水地域の避難所等に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、備蓄及びレンタル業者から確保する。

(2) し尿の収集・処理

市が許可する事業者にはバキュームカーによるし尿処理を要請し、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターで処理する。収集体制が不足する場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センター（加盟民間業者）の協力を要請する。

(3) 自宅トイレの活用

断水のためにトイレが使用できない場合は、簡易トイレを使用し自宅トイレで対応する。清掃班は、業者等から簡易トイレを確保し必要に応じて住民へ配布する。

## 第2 道路・河川等の障害物除去

---

各道路管理者は管理道路の通行障害物を、各河川管理者は管理河川の流下障害物を、それぞれ調査して緊急車両の通行確保や、二次災害の防止に必要な障害物を除去する。

除去の方法はがれき処理に準ずるが、障害物の所有者の同意を得るよう努める。

## 第3 環境汚染・健康被害の防止

---

清掃班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法（昭和47年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 第4 動物対策

---

### 1. 死亡家畜の処理

清掃班は、北部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

### 2. 放浪動物への対応

清掃班は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛健康

福祉センター、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

### 3. ペット同行避難への対応

清掃班は、ペット同行避難に備えて、ペットの飼育スペースを確保する。

ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。清掃班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

## 第12節 建築物・住宅対策

項目	担当
第1 住居障害物の除去	都市班
第2 住宅の応急修理	都市班
第3 応急仮設住宅の供給	都市班
第4 被災建築物の応急危険度判定	都市班
第5 被災宅地等の危険度判定	都市班
第6 住家の被災調査・罹災証明の発行	調査班、消防組合

### 《基本方針》

住宅が多数被災した場合には、被災住宅の解体・撤去によるがれきの大量発生や応急仮設住宅の建設による避難生活の長期化が懸念される。

このため、補修可能な住宅の修理を促進しつつ、既存の賃貸住宅の空き家等を最大限確保することにより、応急仮設住宅の建設量やがれき処理量を抑制し、避難所生活の早期解消を推進する。

また、大規模地震の発生時後も、余震、降雨等によって建物の倒壊や宅地の崩壊等が発生するリスクがあるほか、被災者が様々な支援を受けるには罹災証明が必要となることから、住宅の危険度判定や被害家屋認定調査を速やかに実施する。

### 第1 住居障害物の除去

災害発生直後において、本部長（市長）は住居障害物の除去が必要と判断したときは、速やかに除去を行うものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が住居障害物の除去を行い、市長は知事を補助するものとする。

#### 1. 住宅関係の障害物の除去

都市班は、災害救助法に基づき、以下の対象者について応急的に障害物を除去する。障害物の除去は建設事業者等に要請する。

市で処理することが不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

#### 〈住宅関係の障害物除去の対象者〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者</li> <li>(2) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者</li> <li>(3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者</li> </ul> |
|---|

### 第2 住宅の応急修理

災害発生直後において、本部長（市長）は住宅の応急修理が必要と判断したときは、速やかに応急修理を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が住

宅の応急修理を実施し、市長は知事を補助するものとする。

### 1. 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼又はは半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民とする。都市班は、住宅の応急修理の申し込みを受け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

### 2. 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。

市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

## 第3 応急仮設住宅の供給

災害発生直後において、本部長（市長）は応急仮設住宅の供給が必要と判断したときは、速やかに供給を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が応急仮設住宅の供給を実施し、市長は知事を補助するものとする。

### 1. 応急仮設住宅の建設

#### (1) 需要の把握

都市班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

#### 〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

例) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者

特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

上記に準ずる者

※住民登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者であればよい

#### (2) 用地確保

都市班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地（候補地：八街中央公園、榎戸第一児童公園、中央グラウンド、市営住宅追分台団地跡地、市営住宅榎戸団地跡地、たけのこの里、沖運動公園）から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

#### (3) 建設

都市班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施

設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護サービス等を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

#### (4) 管理

都市班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

## 2. 民間賃貸住宅の借り上げ等の措置

都市班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

## 第4 被災建築物の応急危険度判定

---

### 1. 判定実施体制の準備

都市班は、市役所に判定実施本部を設置し、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材などの準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、社団法人千葉県建築士会、社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

### 2. 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入禁止」（赤）、「要注意」（黄）、「調査済」（緑）に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

## 第5 被災宅地等の危険度判定

---

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市班は、市役所に判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づいて行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、住民に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

## 第6 住家の被災調査・罹災証明の発行

---

### 1. 住家の被災調査

#### (1) 調査方法

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災

調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

ア 一次調査

外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。

イ 二次調査

外観目視調査により、大規模半壊、半壊、一部破損を調査する。

ウ 三次調査

二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。

(2) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ 罹災世帯・罹災者等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

2. 罹災証明の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果に基づき相談窓口等において、罹災証明書を発行する。

なお、火災証明は、消防組合の火災原因調査に基づき消防署で発行する。

## 第13節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当
第1 ライフライン施設	水道班、下水班、東京電力パワーグリッド、東京ガス、LPガス販売事業者、NTT、日本郵便
第2 交通施設	土木班、道路管理者、JR東日本
第3 公共施設	各班

### 《基本方針》

大規模災害では、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性があり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。また、ライフライン施設が大規模に被災した場合には、生活支障が長期間に及ぶため、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行う必要がある。

### 第1 ライフライン施設

#### 1. 上水道施設

水道班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事業者に協力を要請するとともに、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水道局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧にあたっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧の優先順位は以下のとおりである。

なお、液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査を行う。また、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努める。

#### 〈上水道施設の復旧の優先順位〉

- (1) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- (2) 主要な送・配水管及び病院や避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

発災後は、住民の混乱を防止するため、次の各項に掲げる情報について積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

#### 2. 下水道施設

下水道班は、下水道施設に被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。応急復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。



また、下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

### 3. 電力施設

東京電力パワーグリッドは、「非常災害対策基本マニュアル」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

#### (1) 広報内容

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- オ その他必要な事項

#### (2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- イ 広報車等による広報
- ウ インターネットによる広報（停電情報の提供）
- エ 市の防災行政無線による広報

### 4. ガス施設

東京ガス及びL Pガス販売事業者は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

### 5. 通信施設

#### (1) 電話施設

N T T及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講ずる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって以下の事項を利用者に周知する。

#### 〈電話に関する広報事項〉

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ア 通信途絶、利用制限の理由と内容        | イ 災害復旧措置と復旧見込み時期 |
| ウ 通信利用者に協力を要請する事項        | エ 災害用伝言ダイヤル「171」 |
| オ 災害用伝言板「w e b 171」の提供開始 |                  |

#### (2) 郵便関係

日本郵便は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の

態様及び規模に応じて、運送若しくは集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による迅速な窓口業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

その他、災害特別事務取扱い、ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取扱う。

## 第2 交通施設

---

### 1. 道路・橋りょう

地震災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

このため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては、応急措置を行う。

土木班は、所管する道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋りょうの応急措置を行う。

### 2. 鉄道施設

JR東日本は、災害発生時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

#### (1) 運転規制

震度によって列車の停止又は速度規制をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、運転再開等の措置をとる。

#### (2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、あらかじめ指定された避難場所に混乱の生じないように誘導する。

列車においては、原則として乗客を降車させないが、止む得ないときは安全に注意して降車させる。なお乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

#### (3) 救出・救護

駅員、乗務員が警察、消防組合との協力のもとに、救出、救護活動を行う。

#### (4) 出火防止

火気器具の点検、初期消火を行う。

#### (5) 防災器具の操作

駅等に配置してある防災器具を操作する。

#### (6) 情報の収集等

関係機関と連絡を取り、可能な限り地震その他の情報を収集し、乗客に提供する。

### 第3 公共施設

---

各班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

## 第14節 学校等における児童・生徒・園児等の安全対策

項目	担当
第1 災害発生時の対応	学校班、児童班、教育班
第2 応急保育	児童班
第3 応急教育	学校班
第4 社会教育施設の対策	社会班
第5 文化財の確認	社会班、文化財所有者

### 《基本方針》

開校中に大規模災害が発生した場合、児童生徒の安全を確保し、保護者への引き渡しを確実にを行う。また、学校が被災した場合や避難所となった場合には、被災者、児童生徒、保護者及び教職員の被害状況やニーズを考慮して授業の再開を目指す。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況の確認、保護を行い、文化的価値が損なわないように留意する。

### 第1 災害発生時の対応

#### 1. 児童・生徒・園児の安全確保

学校長等は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月千葉県）等を活用してあらかじめ策定した学校安全計画に基づき、児童・生徒・園児等の安全を確保するとともに情報を収集する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難場所に避難誘導をする。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。学校班及び児童班は、学校等（保育園・児童クラブなどを含む）からの報告に基づき児童・生徒・園児等の安否情報を把握する。

#### 2. 施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査する。教育班は、学校等からの報告に基づき施設の被害状況について把握する。

#### 3. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒等の安否を確認する。学校班は、これら安否情報について把握する。

#### 4. 避難所開設への支援

各学校においては、市職員、自主防災組織、区（自治会）等と連携して避難者の受け入れに協力する。

## 第2 応急保育

---

児童班は、保育園の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、あるいは交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育する。

また、被災者を支援するため、被災者の園児等を一時的に預かる応急保育を実施する。なお、児童クラブ及び民間保育園に対しては、児童及び園児等の安全を確保するために必要な措置を講じるよう依頼する。

児童班は、災害の状況により、被災した保育園の職員及び園児等に対し感染症予防対策並びに健康診断、心のケアについて、印旛健康福祉センター及び関係機関等と協議し実施する。

## 第3 応急教育

---

### 1. 応急教育の準備

学校班及び学校長等は、応急教育計画を作成するとともに、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

### 2. 応急教育

#### (1) 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校班は、他市町村へ避難する児童・生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

#### (2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

学校班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防対策並びに健康診断、心のケアについて、県（印旛健康福祉センター）、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

#### (3) 避難所との区分

学校班及び学校長等は、避難スペースと教育の場を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないように配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急教育計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

#### (4) 学校給食の措置

学校班は、学校の再開後、学校給食の再開については、県及び関係機関と協議し、できる限り早い段階での再開に努める。

(5) 学校納付金等の減免

学校班は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を作成する。

3. 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

市は、災害により学用品を失った児童・生徒等を把握し、必要な教材、学用品を給付する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。

## 第4 社会教育施設の対策

---

社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は避難所で地域の住民に引き渡す。

社会班は、社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。

また、被災した社会教育施設を避難所として一時使用する場合には構造上の安全を確認のうえ使用する。

## 第5 文化財の確認

---

1. 調査・報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに確認の上保護し、結果を、市指定の文化財については市教育委員会（社会班）へ、国、県指定の文化財については、教育委員会（社会班）を経由して県教育委員会へ報告する。

(1) 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

(2) 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

2. 応急措置

(1) 社会班は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

(2) 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次災害から文化財を保護し、その文化的価値が損なわれないよう措置を取る。

## 第15節 要配慮者対策

項目	担当
第1 避難行動要支援者の避難支援	福祉班、厚生班、医療班、本部班
第2 要配慮者への対応	福祉班、都市班
第3 社会福祉施設入所者等への支援	福祉班

### 《基本方針》

高齢者、障がい者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害するおそれがある。

このため、福祉関係者や自治組織等が連携して、要配慮者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う。

### 第1 避難行動要支援者の避難支援

避難指示勧告等が発令された場合、避難支援等関係者は避難行動要支援者等と連絡をとり、また、安否を確認し、避難指示勧告等の内容を相互に確認の上、「八街市避難行動要支援者避難支援全体計画」や個別計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、避難所の担当職員を通じて報告する。また、避難行動要支援者名簿を避難所の担当職員に引き継ぎ、避難所生活での支援に活用する。

なお、本部長（本部班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を、災害対策基本法第49条の11の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

### 第2 要配慮者への対応

#### 1. 避難所における支援

福祉班は、要配慮者の避難状況やニーズを速やかに確認し、社会福祉協議会等の福祉関係団体、区（自治会）、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

##### （1）資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、ベッド及び医療器具等の必要な資機材の確保を行う。

##### （2）食料、医薬品、食料生活必需品等の確保

要配慮者に配慮した食料、常時必要とする医薬品、介護ケア用品その他の生活必需品等を供給する。

##### （3）スタッフ（人員）の確保等

必要なケアサービスを確認し、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行う。

また、災害相談窓口で家族等からの保健・福祉の相談を受け付ける。

## 2. 福祉避難所の開設

福祉班は、本部長の指示に基づき福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

〈福祉避難所 設置予定施設〉

名 称	所 在 地	対 象 者
老人福祉センター	八街ほ 157	高齢者・障害者
つくし園	八街ほ 560-5	乳幼児・母子・障害児

## 3. 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

## 4. 避難所から福祉避難所への移送

### (1) 移送者の検討

福祉班は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

### (2) 移送手段の確保

福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

また、地域住民に対し、移送支援を要請する。

## 5. 被災した要配慮者の生活確保

福祉班及び都市班は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

福祉班は、被災した要配慮者の生活支援として、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、保健師等の専門家による相談等を行う。

## 第3 社会福祉施設入所者等への支援

---

### 1. 安全確保

各施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等に協力を要請する。

福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

### 2. 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。



## 第16節 災害派遣・応援要請

項目	担当
第1 自衛隊の災害派遣	総務班、自衛隊
第2 県・市町村等への要請	総務班
第3 上水道・下水道事業体の相互応援	水道班、下水班
第4 労働力の確保	商工班

### 《基本方針》

大規模災害時は、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。このため、大規模な被害が推定されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

## 第1 自衛隊の災害派遣

### 1. 災害派遣・撤収要請

#### (1) 派遣要請の手続き

本部長（市長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。また、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び災害の状況を自衛隊に通知できるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

総務班は、これらの手続きを実施する。

#### 〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

#### (2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

#### (3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合

とし、概ね以下のとおりとする。

〈自衛隊の派遣活動〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救済品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

ア	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
イ	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
ウ	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
エ	天幕等の管理換に伴う修理費
オ	その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

2. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。



### 第3章 第16節 災害派遣・応援要請

#### 〈県への応援要請手続き〉

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項	災害対策基本法第68条

#### 2. 指定地方行政機関等への要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。総務班は、これらの手続きを実施する。

#### 〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	(1) 派遣の要請・あつせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17 あつせん：災害対策基本法第30条

#### 3. 県内市町村への応援要請

県内で大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、他の市町村長に応援を要請する。総務班は、これらの手続きを実施する。

#### 〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	(1) 被害の状況 (3) 応援の具体的内容及び必要量 (5) 応援場所及び応援場所への経路	(2) 応援の種類 (4) 応援を希望する期間 (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受け付け及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

#### 4. 応援者の受け入れ・活動支援

応援者の集結地は、市営榎戸サッカー場及び南部グラウンドとする。応援者の宿泊施設、食料、資機材等は、応援者側で手配することを要請する。

#### 5. 千葉県大規模災害時における応援受入計画

県は、大規模な自然災害発生時には千葉県大規模災害時における応援受入計画（平成28年3月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受け入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、市（各班）はこれらの拠点と連携して応援等の受け入れを円滑に行う。

〈八街市周辺の広域防災拠点〉

拠点的種類	対象地域	施設名	備考（用途等）
広域活動拠点等 （救援部隊の受け入れ）	成田・印西 ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
災害拠点病院等 （DMATの受け入れ、重傷 傷病者の航空機搬送等）		成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	- 広域災害医療拠点※ <sup>1</sup> - -
広域物資拠点 （物資の管理、市町村物資 拠点への輸送）		民間営業倉庫	-
広域災害ボランティアセンター		千葉県地域※ <sup>2</sup>	県総合スポーツセンター

※1 広域災害医療拠点：全国から参集したドクターヘリの集結場所となる病院。

※2 千葉県地域：習志野市から市原市に至る自治体を含む地域。なお、千葉県大規模災害時における応援受入計画においては、「印旛、香取地域については、必要に応じて千葉広域災害ボランティアセンター又は隣接市災害ボランティアセンター等を拠点とし、支援する。」とされている。

### 第3 上水道・下水道事業体の相互応援

#### 1. 上水道

水道班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、千葉県水道災害相互応援協定等に基づき、他の水道事業者等に応援要請をする。

#### 2. 下水道

下水道班は、関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールに基づき、応援要請をする。

### 第4 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、千葉公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

また、千葉公共職業安定所長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

商工班は、これらの手続きを実施する。

## 第17節 ボランティアへの対応

項目	担当
第1 ボランティア受入れ	社会福祉協議会、厚生班、総務班
第2 ボランティア活動支援	社会福祉協議会、厚生班

### 《基本方針》

ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。

このため、行政とボランティアの役割を明確化し、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

### 第1 ボランティア受入れ

#### 1. 市災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、厚生班と協力して総合保健福祉センター1Fに市災害ボランティアセンターを設置する。

#### 2. 災害ボランティアの受入れ

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、市災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録をする。ボランティア登録の際には、活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

専門ボランティアは、総務班が受け付けし、専門分野に対応する班にあっせんする。

県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

#### 3. ボランティアニーズの把握

社会福祉協議会は地区社協などと連携し、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

専門分野	ア	救護所での医療救護活動（医療班）
	イ	被災建築物応急危険度判定（都市班）
	ウ	被災宅地危険度判定（都市班）
	エ	外国語の通訳、情報提供（厚生班）
	オ	災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報（厚生班）
	カ	被災者への心理治療（医療班）
	キ	高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供（福祉班）
	ク	その他専門的知識、技能を要する活動等（関係各班）

一般分野	ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食料等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障がい者等要配慮者の介助 オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） キ その他被災地における軽作業等
------	---

#### 4. ボランティアの呼びかけ

社会福祉協議会及び厚生班は、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に加え、社会福祉協議会ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

## 第2 ボランティア活動支援

---

食事や宿泊場所は、原則としてボランティア自身が確保する。

ボランティアの活動拠点や活動費用は、市が社会福祉協議会等と協力して確保する。

## 第18節 帰宅困難者対策

項目	担当
第1 施設管理者等の対応	施設管理者
第2 市の対応	商工班

### 《基本方針》

大規模災害により鉄道やバスの運行停止、幹線道路の通行止め等が発生した場合、市内の通勤・通学者、旅客等は一齐に滞留することとなる。また、それらの人々や車両が一齐に帰路につく行動をとれば道路が渋滞し、消防や救助を担う緊急車両の通行の妨げとなるおそれがある。

このため、「むやみに移動しない」という基本原則を周知徹底し、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設できる体制を確保する。

### 第1 施設管理者等の対応

#### 1. 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。

#### 2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設やJR東日本は、管理する施設の安全及び報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

### 第2 市の対応

#### 1. 帰宅困難者の把握と情報提供

商工班は、大規模集客施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。  
また、市が把握した被害や交通といった災害関連情報を提供する。

#### 2. 一時滞在施設の開設及び誘導

##### (1) 一時滞在施設の開設

商工班は、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設（候補施設：八街中学校武道場、千葉黎明高等学校、千葉県立八街高等学校）を開設する。一時滞在施設の運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求める。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、市本部を通じて県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、学校、事業者等へ情報の提供を行う。

##### (2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客は、原則、各事業者が市と連携して一時滞在施設へ誘導する。



## 第19節 災害救助法の適用

項目	担当
第1 災害救助法の適用基準	厚生班
第2 災害救助法の適用手続き	厚生班
第3 災害救助法による救助の実施者	厚生班、各班

### 《基本方針》

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国や県が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想される時は、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を県知事に求め、法に基づく救助に着手する。

### 第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

#### 1. 災害救助法の適用基準

県の人口が300万人以上で、市の人口が5万人以上10万人未満の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が80世帯以上に達する場合
- (2) 県内の滅失世帯の数が2,500世帯に達する場合であって、市の滅失世帯数が40世帯以上に達する場合
- (3) 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令（昭和22年政令第225号）で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること（法施行令第1条第1項第4号）
  - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
  - イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

#### 2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

第3章 第19節 災害救助法の適用

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○ 全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家	1世帯
○ 半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家	1世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯	滅失住家	1世帯

注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

〈被害の認定基準〉

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼（全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊（半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。 大規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 その他：損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

【資料3-4 「被害の認定基準」】

【資料5-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」】

第2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

### 第3 災害救助法による救助の実施者

---

厚生班は、災害救助法の対象となる業務を担当する各班に関係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、総務班を通じて県に報告する。

報告の方法と手順は、災害救助の手引に基づいて行う。

各部は災害救助法による救助事務を日毎に記録し整理する。

#### ＜災害救助法の対象業務と市担当部＞

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与【学校班、社会班、都市班】
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給【農政班、水道班】
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与【商工班】
- (4) 医療及び助産【医療班】
- (5) 被災者の救出【消防組合】
- (6) 被災した住宅の応急修理【都市班】
- (7) 学用品の供与【学校班】
- (8) 埋葬【厚生班】
- (9) 死体の捜索及び処理【消防組合、厚生班】
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【都市班】

また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合、本部長（市長）は、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。



## 第4章 災害復旧・復興計画



## 第1節 生活安定のための緊急措置

項目	担当
第1 被災者の生活確保	厚生班、調査班、児童班、会計班、千葉県市町村総合事務組合、社会福祉協議会、千葉公共職業安定所、日本郵便、東京電力パワーグリッド、東京ガス、住宅金融支援機構
第2 地域経済への支援	商工班、農政班

### 《基本方針》

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。また、被災した事業者に対する支援を行い、再建と経営の安定を図る。

### 第1 被災者の生活確保

#### 1. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

厚生班及び千葉県市町村総合事務組合は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して、災害障害見舞金をそれぞれ支給する。

また、地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

【資料5-1 「千葉県市町村災害弔慰金の支給に関する条例」】

#### 2. 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象としない。

#### 3. 税等の減免等

調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。

##### (1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、本部長（市長）は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

##### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時的に納付し、又は納入するこ

## 第4章 第1節 生活安定のための緊急措置

とができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

### (3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、減免等適切な措置を講ずる。

### (4) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、減免及び納入義務の免除等の措置を講ずる。

### (5) 保育料の減免等

児童班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

## 4. 職業のあっせん

千葉公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかに職業のあっせんを行う。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

## 5. 郵便物の特別取扱い

日本郵便は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

### 〈日本郵便における措置〉

ア	被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ	被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ	被災地あて救助用郵便物の料金免除
エ	災害時における窓口業務の維持
オ	日本郵便の災害特別事務取扱い、ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

## 6. 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

## 7. 住宅の建設等

### (1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、



## 第4章 第1節 生活安定のための緊急措置

被災者の要望等に応じ、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

### (2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先入居等の措置を講ずる。

### (3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

## 8. 義援金の受付け・配分

### (1) 義援金の受付けと保管

会計班及び厚生班は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

### (2) 義援金の配分

本部事務局長は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

## 9. 被災者生活再建支援金の支給

調査班は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された場合、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

### (1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

キ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた以下の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ア 居住する住宅の全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

ウ 千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

会計班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

## 第2 地域経済への支援

---

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

### 1. 中小企業者への融資資金

商工班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

### 2. 農林者への融資資金

農政班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

## 第2節 生活関連施設の復旧計画

項目	担 当
第1 災害復旧事業	各班
第2 国の財政援助等	各班

### 《基本方針》

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

### 第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

### 第2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びにその根拠となる法律は次のとおりである。

#### 1. 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、以下のとおりである。

##### 〈復旧事業の概要〉

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業

#### 第4章 第2節 生活関連施設の復旧計画

法 律	補助を受ける事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法 (昭和23年法律第68号)	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和25年法律第169号)	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法 (昭和32年法律第177号)	上水道施設の復旧事業
下水道法 (昭和33年法律第79号)	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法 (昭和39年法律第167号)	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法 (昭和24年法律第183号)	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法 (昭和38年法律第133号)	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号)	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法 (昭和31年法律第118号)	婦人保護施設復旧事業
砂防法 (明治30年法律第29号) 等	土砂災害防止対策

#### 2. 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、激甚災害指定基準（昭和37年・中央防災会議決定）と局地激甚災害指定基準（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

## 第3節 災害復興計画

---

### 1. 復興計画

市域が大きな被害をうけた場合、再び地震による災害を被らないために、原形復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、住民・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。なお、考え方は、次のとおりである。

#### (1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### (2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、災害発生前以上の都市（地域）の発展を目指す。

#### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者の自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

#### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

#### (5) 教育の復興

将来を担う子どもたちが夢と希望をもってともに励まし合い、学び合う場として、教育

活動の早期復興は大変重要である。状況によっては、教育現場が避難所等となっている場合もあるが、本来、学校施設は教育のための場であり、教育活動の早期再開が期されるものである。可能な限り迅速な復旧を支援する。

あわせて、子どもたちが負った心の傷のケアに努めるとともに、被災した状況の中での「たくましく生きる力」を育成すべく、適切かつ効果的な教育活動の推進を心がける。将来の自分の姿を思い描き、今をどのように生きるかを考えながら、主体的に行動できるよう支援するとともに、自助、共助の防災意識を高める防災教育のさらなる推進を図る。

## 2. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、知事又は関係地方行政機関の長に対して職員の派遣等を要請する。

附編 東海地震に係る周辺地  
域としての対応計画





# 第1章 総則



## 第1節 計画策定の趣旨

---

昭和53年6月15日大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する市町村が強化地域として指定された。

本市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念される場所である。

このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。

## 第2節 基本方針

---

### 第1 計画の内容

---

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、市、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

### 第2 計画の範囲

---

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「第3章 災害応急対策計画」及び「第4章 災害復旧・復興計画」で対処する。

### 第3 前提条件

---

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の震度は、震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

### 第4 計画の実施

---

本市は、強化地域外であり大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

### 第5 計画の位置づけ

---

本計画は、八街市地域防災計画震災編の附編として位置づける。

なお、事前に行う措置は、第2章 災害予防計画に準ずるものとする。

### 第6 業務の大綱

---

市が実施する業務の大綱は次のとおりである。

- (1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関する事
- (2) 東海地震対策の連絡調整に関する事
- (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関する事
- (4) 地震予知情報等の受理、伝達に関する事
- (5) 広報、教育、防災訓練に関する事
- (6) 消防、水防対策に関する事
- (7) 市が管理又は運営する施設対策に関する事
- (8) 例外措置としての住民避難に関する事

## 第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置

東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は、次のとおりとなっている。市は、それぞれの情報に応じ、県に準じた体制をとる。

〈東海地震関連情報と対応〉

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災対策
東海地震に 関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制で対応する。
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	災害即応体制
東海地震予知情報 (警戒宣言が含まれる) (カラーレベル赤)		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合 (東海地震予知情報を解除する場合)	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	第一配備



## 第2章 東海地震関連情報の発表から警戒 宣言までの広報





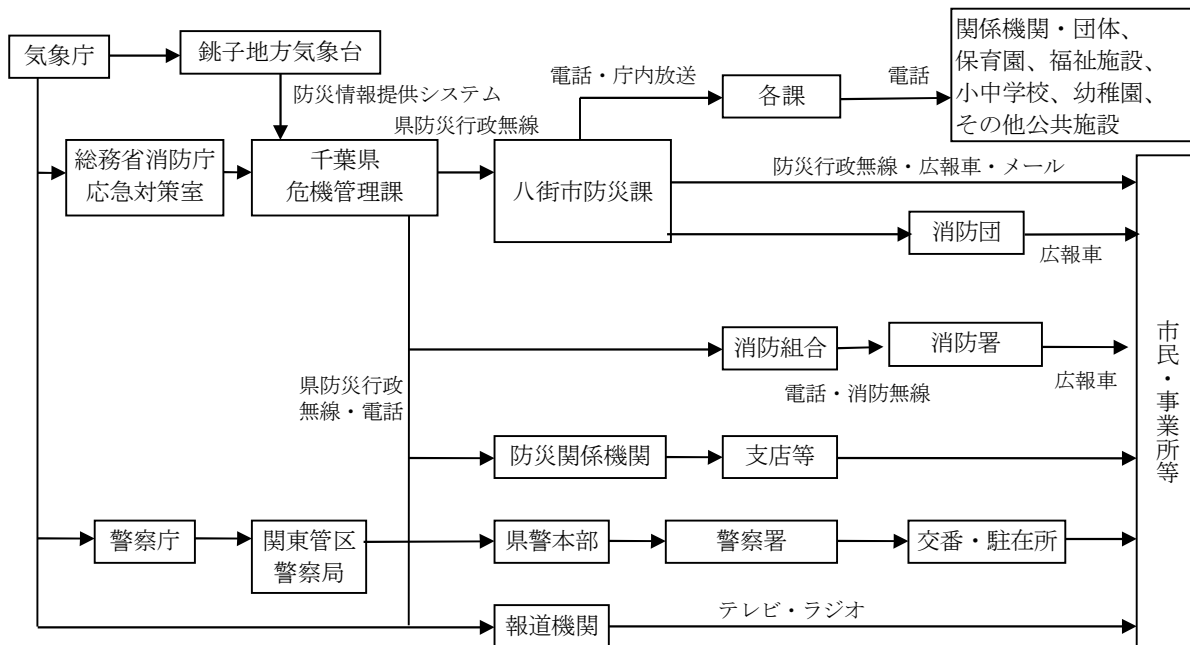
## 第1節 東海地震注意情報の伝達

項目	担当
第1 東海地震注意情報の伝達	本部班、各部・班
第2 伝達事項	本部班、各部・班

### 第1 東海地震注意情報の伝達

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。東海地震注意情報の伝達系統、伝達手段は、次のとおりである。

〈東海地震注意情報の連絡経路及び手段〉



### 第2 伝達事項

市は、以下の事項を住民等に伝達する。

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- (3) その他必要と認める事項

## 第2節 活動体制の準備

項目	担当
第1 市の活動体制	本部班
第2 防災関係機関の活動体制	県警察、陸上自衛隊第1空挺団、NTT千葉支店、NTTドコモ千葉支店、JR東日本、その他各防災関係機関

### 第1 市の活動体制

本部班は、東海地震注意情報が発表された場合、災害即応体制をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

### 第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機関	体制
県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達
陸上自衛隊 第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
NTT千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
NTTドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
JR東日本	(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び、現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 (2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所 に非常参集する。
その他 各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

## 第3節 広報活動

項 目	担 当
広報活動	放送機関

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県、警察等）へ緊急連絡を行う。連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

NHK千葉放送局、ニッポン放送、千葉テレビ、ベイエフエムは、非常配備体制をとり通常番組を中断し地震関係の報道を行う。

## 第4節 混乱の防止

項目	担当
混乱の防止	防災関係機関

各防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機関	体制
県	<p>各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
県警察	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
NTT千葉支店	<p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
NTTドコモ千葉支店	<p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。</p>
JR東日本	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>(1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に進入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>エ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>オ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>(2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>(3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>(4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>(5) 状況により警察官の応援要請をする。</p>

## 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置



## 第1節 活動体制

項目	担当
第1 市の活動体制	本部班
第2 防災関係機関の活動体制	県警察、陸上自衛隊第1空挺団、NTT千葉支店、NTTドコモ千葉支店、JR東日本、その他各防災関係機関

### 第1 市の活動体制

#### 1. 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。

#### 2. 所掌事務

所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- (3) 各防災関係機関との連絡調整
- (4) 防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (5) その他必要な事項

【資料1-5 「八街市災害対策本部条例」】

【資料1-6 「八街市災害対策本部事務分掌表」】

### 第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

機関	体制
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊 第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
NTT 千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

附編 第3章 第1節 活動体制

機 関	体 制
<p>NTTドコモ 千葉支店</p>	<p>(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
<p>J R 東日本</p>	<p>(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
<p>その他の 防災関係機関</p>	<p>(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>



### 第3節 警戒宣言の伝達及び広報

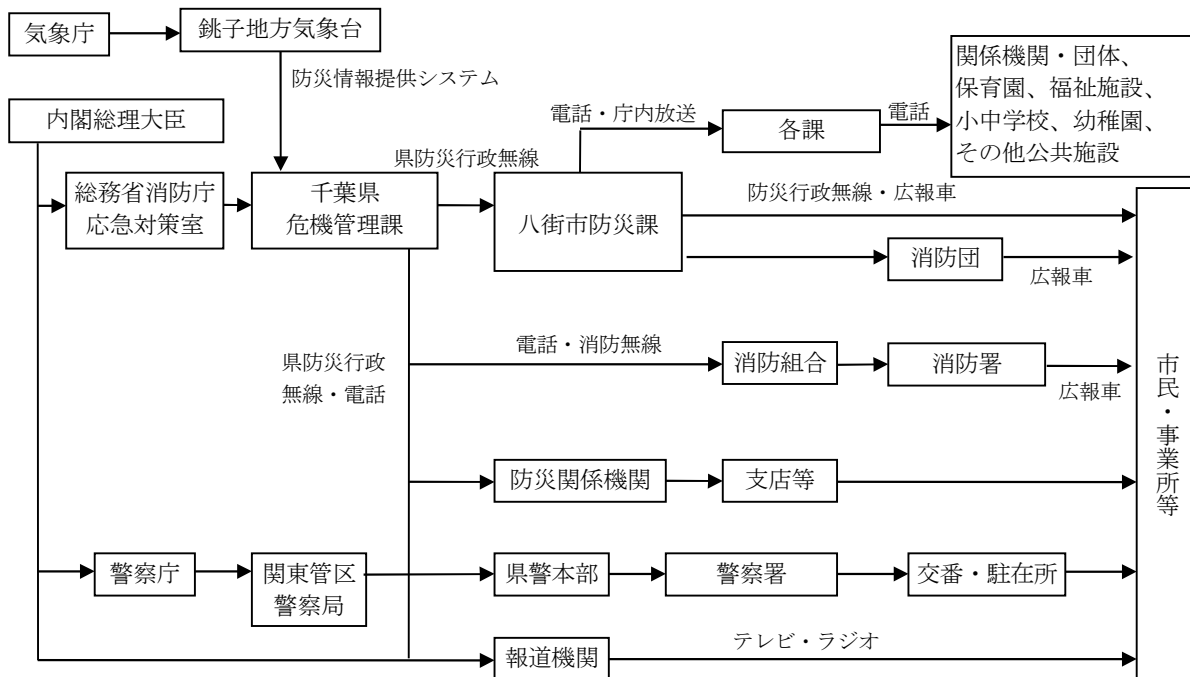
項目	担当
第1 警戒宣言の伝達	本部班、総務班、消防団
第2 警戒宣言時の広報	総務班

#### 第1 警戒宣言の伝達

##### 1. 伝達経路

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

〈情報連絡経路〉



##### 2. 伝達方法

- (1) 本部班は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を各班及び防災関係機関、団体等に対して伝達する。
- (2) 各班は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- (3) 総務班及び消防団は、住民に対して防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

##### 3. 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (2) 市への影響予測
- (3) 各機関がとるべき体制
- (4) その他の必要事項

〈警戒宣言発令時の信号〉

警 鐘	(5点) ●—●—●—●—● (5点) ●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒) ●———— (間隔15秒) ●———— (約45秒)

- ※ 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。
- ※ 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

## 第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測される時は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた災害対策本部及び各防災関係機関は、必要な情報を速やかに住民、各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

〈警戒宣言時の広報〉

- |  |
|--|
| <p>(1) 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 警戒宣言の内容の周知徹底</li> <li>イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ</li> <li>ウ 防災措置の呼びかけ</li> <li>エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ</li> </ul> <p>(2) 広報の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災行政無線</li> <li>イ 広報車</li> <li>ウ ホームページ、やちまたメール</li> </ul> <p>(3) あらかじめ定めた広報文例により行う。</p> |
|--|

## 第4節 警備対策

項目	担当
第1 基本的な活動	佐倉警察署
第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	佐倉警察署

警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

### 第1 基本的な活動

- (1) 警備要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

### 第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

#### 1. 警備部隊の事前配置

- (1) 人の集中が予想される場所
- (2) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- (3) 災害危険場所
- (4) その他必要と認める場所

#### 2. 広報

- (1) 広報内容
  - ア 警戒宣言の内容及び関連する情報
  - イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置
  - ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
  - エ その他民心の安定を図るため必要な情報
- (2) 広報手段
  - ア パトロールカー、広報車等の警察車両
  - イ 警察用航空機等による広報
  - ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
  - エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

## 第5節 消防対策

項目	担当
第1 消防対策	各班

### 第1 消防対策

関係各班は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して以下の事項を基本として対応措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達（本部班）
- (2) 火災・水害等防除のための警戒（土木班、消防団）
- (3) がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備（本部班、調査班）
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報（総務班、消防団）
- (5) 自主防災組織、区（自治会）等の防災活動に対する指導（総務班）
- (6) 資機材の点検整備の実施（管財班）

## 第6節 交通・公共輸送対策

項目	担当
第1 警察の交通対策	佐倉警察署
第2 道路管理者の対策	東日本高速道路、県（印旛土木事務所）
第3 鉄道の措置	JR東日本
第4 バス、タクシー等の措置	千葉県バス協会、千葉県タクシー協会加盟各社

### 第1 警察の交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、以下の措置を行う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

なお、本市付近では、佐倉IC、富里ICが指定検問場所となっている。

### 第2 道路管理者の対策

#### 1. 東日本高速道路 関東支社

- (1) 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。
  - ア 東日本高速道の管理する高速自動車国道及び一般有料道路  
県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。
  - イ 他道路管理者の管理する道路  
関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。
- (3) 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。
  - ア 道路  
道路巡回等により、道路状況の把握に努める。
  - イ 電気通信設備  
地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。
  - ウ 工事中箇所  
工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講ずる。

#### 2. 県

警戒宣言が発せられた場合、印旛土木事務所は、緊急点検巡視を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講ずるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋りょう、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

### 第3 鉄道の措置

---

JR東日本は、公共輸送機能を極力維持するとともに、駅における混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、運行中の列車や駅の旅客に対して以下のとおり対応措置を講ずる。

#### 1. 警戒宣言の伝達

駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。運転中の列車は、車掌が車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

#### 2. 混乱防止

各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者に対する徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。また、帰宅困難者については、安全な場所で保護し、市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設に誘導する。

#### 3. 列車の運転規制

警戒宣言が発令された場合、総武本線は45km/hの規制となる。

#### 4. 主要駅の対応措置

駅では、旅客の安全を図るため、以下の措置を講ずる。

(1) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

(2) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

(3) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

なお、強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。さらに、状況によりすべての乗車券類の発売を停止する。

### 第4 バス、タクシー等の措置

---

千葉県バス協会、千葉県タクシー協会加盟各社は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じて可能な限りの運行を確保する。

## 第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策

項目	担当
第1 上水道対策	水道班
第2 下水道対策	下水班
第3 電気対策	東京電力パワーグリッド
第4 ガス対策	東京ガス、LPガス販売事業者
第5 通信対策	NTT、NTTドコモ

### 第1 上水道対策

#### 1. 基本方針

水道班は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

#### 2. 人員の確保、資機材の点検整備等

##### (1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、八街市管工事協同組合等との連絡協力体制について確認する。

##### (2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

#### 3. 施設の保安措置等

(1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(2) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

(3) 浄水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。

(4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

#### 4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

##### (1) 広報内容

ア 通常の供給が維持されていること

イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

(ア) 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい

水に汲み替え、水質保持に留意する。

(イ) 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し貯水する。

(ウ) その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

ア 報道機関への放送依頼

イ 広報車等による広報

ウ 水道工事店の店頭掲示等

エ ホームページによる広報等

## 第2 下水道対策

---

下水道班は、次の対策を実施する。

1. 施設等の保安措置

(1) マンホール・ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

(2) 工事現場は中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

## 第3 電気対策

---

1. 基本方針

東京電力パワーグリッドは、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

3. 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

4. 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること

ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること



- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- オ その他必要な事項

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- イ 広報車等による広報
- ウ インターネットによる広報（停電情報の提供）

## 第4 ガス対策

---

### 1. 基本方針

東京ガス及びL Pガス販売事業者は、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

### 2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 人員の確保

ア 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

イ 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。

なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

ウ 工事会社関係

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。供給所、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

(2) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- ア 初動措置に必要な車両を確保し配置するとともに、緊急用工具・資機材を点検準備する。
- イ 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

### 3. 施設の保安措置

(1) 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

(2) 施設の巡視、点検

- ア ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。
- イ 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

(3) 工事等の作業の中止と安全措置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先にお

ける作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

#### 4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

##### (1) 広報内容

- ア 引き続きガスを供給していること
- イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法
- ウ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- エ 地震が発生し、ガスの供給が停止された場合の注意

##### (2) 広報手段

- ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。
- イ 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

## 第5 通信対策

---

### 1. NTT千葉支店

警戒宣言の発令に当たり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能するよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

#### (1) 要員の確保等

必要な要員を確保し、各地域支店は、情報連絡室を設置する。

#### (2) 資機材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行う。あわせて、工事中施設の安全措置をとる。

#### (3) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

#### (4) 応急対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないため、トラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

#### 5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

## 2. 株式会社NTTドコモ千葉支店

### (1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

NTT千葉支店に準じる。

### (2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

### (3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように通信状況に応じた利用制限を行う。

## 第8節 学校・病院・社会福祉施設対策

項目	担当
第1 学校等対策	学校班
第2 病院対策	医療班
第3 社会福祉施設対策	社会福祉施設

### 第1 学校等対策

学校班及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、以下のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、学校長等は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて以下のように定める。
  - ア 通学路の安全を確認し集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
  - イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
  - ウ 学校等に残留し保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は職務内容に従って対処する。
  - エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようにその手段を定め、関係者に徹底させておく。
  - オ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。
  - カ 学校長等は、防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
  - キ 実践的な防災計画により教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
  - ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし対応する。

### 第2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、以下の事項を基本方針とし、医療班は、民間医療機関に対しては医師会を通じて県立病院に準じた以下の対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

### 第3 社会福祉施設対策

---

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

- (1) 職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等の情報の受伝達を行う。
- (2) 応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等の施設の防災点検を行う。
- (3) 出火に備え、消火器の点検、緊急貯水等を行う。
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等を確保する。
- (5) 要保護者の引き渡し  
通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが済むまで乳幼児・施設利用者は各施設で保護する。
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置  
引き渡し方法を、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせを行う。
- (7) その他必要な事項

## 第9節 避難対策

項目	担当
第1 警戒宣言時の措置	本部班
第2 事前の措置	本部班

### 第1 警戒宣言時の措置

地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、本部長（市長）は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

- (1) 避難勧告・指示 【震災編 第3章 第4節 第1「1. 避難勧告・指示等の発令」】
- (2) 避難所の確認
- (3) 情報伝達体制の確認 【震災編 第3章 第4節 第1「2. 避難情報等の伝達」】
- (4) 関係機関に対する避難所開設の通知  
【震災編 第3章 第4節 第1「2. 避難情報等の伝達」】
- (5) 避難所への職員派遣 【震災編 第3章 第4節「第2 避難所の開設」】
- (6) 要配慮者に対する援護措置  
【震災編 第3章 第4節 第3「3. 要配慮者への支援」】
- (7) 給食、給水措置  
【震災編 第3章 第7節「第1 応急給水」及び「第2 食料の供給」】
- (8) 生活必需物資の供与 【震災編 第3章 第7節「第3 生活必需品の供給」】
- (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール 【震災編 第3章 第9節「第2 防犯」】

### 第2 事前の措置

本部長（市長）は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定
- (2) 避難所の指定
- (3) 避難勧告、指示体制の確立
- (4) 情報伝達体制の確立
- (5) 要配慮者に対する介護体制の確立
- (6) 市民に対する周知

## 第10節 救護救援・防疫・保健活動対策

項目	担当
第1 救護救援対策	医療班、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会
第2 防疫対策	医療班、清掃班、県（印旛健康福祉センター）
第3 保健活動対策	医療班、福祉班

### 第1 救護救援対策

医療班は、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。

### 第2 防疫対策

医療班及び清掃班は、印旛健康福祉センターの指示により以下の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること
- (2) 発災後、必要と思われる防疫用の器具、器材等の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

### 第3 保健活動対策

医療班は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を以下のとおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について、福祉班と協力のうえ把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、要配慮者の状況の把握等情報収集を行う。  
 なお、要配慮者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要と判断した場合は、印旛健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- (4) 避難所におけるプライバシーの確保に向けた対応を実施する。

## 第11節 その他の対策

項目	担当
第1 食料、医薬品の確保	医療班、商工班、農政班
第2 緊急輸送の実施準備	管財班
第3 市営施設対策	管財班
第4 その他	調査班

### 第1 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。

### 第2 緊急輸送の実施準備

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な準備を行う。

- (1) 緊急輸送車両の確保 【震災編 第3章 第8節「第2 緊急輸送」】
- (2) 緊急輸送車両の確認 【震災編 第3章 第8節「第3 緊急通行車両等の確認」】
- (3) 関係団体による協力

### 第3 市営施設対策

市が管理、運営する施設については、原則として開館、開催を自粛する。

各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

### 第4 その他

#### 1. 税等の申告、納付等に関する措置

調査班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

#### 2. 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逃走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。



## 第4章 住民等のとるべき措置



附編 第4章 第3節 事業所のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、区（自治会）、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

本章では、住民、自主防災組織、区（自治会）、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

## 第1節 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家や塀の耐震化を促進する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。</li> <li>(2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。</li> </ol> </li> <li>2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などをする。</li> <li>(2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</li> <li>(3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</li> </ol> </li> <li>3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。</li> <li>(2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</li> <li>(3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</li> <li>(4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</li> </ol> </li> <li>4 消火器、消火用水の準備をする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</li> <li>(2) 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</li> </ol> </li> <li>5 非常用飲料水、食料の準備をする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。</li> <li>(2) 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を3日分程度準備しておく。</li> </ol> </li> <li>6 救急医療品の準備をする。               <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。</p> <p>また、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。</p> <p>その他持病や継続しての投薬のある場合の薬を持ち出せるように準備しておく。</p> </li> <li>7 生活必需品の準備をする。               <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> </li> <li>8 防災用品の準備をする。               <p>トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> </li> <li>9 防災講習会、訓練へ参加する。               <p>市、消防組合、自主防災組織、区（自治会）が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> </li> </ol>

附編 第4章 第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
	<p>10 家族で対応措置の話し合いをする。            (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。            (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。            (3) 発災した場合の避難所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>11 自主防災組織、区（自治会）に積極的に参加する。</p> <p>12 指定避難所のうち最寄りの避難所を2ヶ所以上確認しておく。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>2 電話の使用を自粛する。</p> <p>3 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>1 警戒宣言情報を入手する。            (1) 防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。            (2) 県、市、警察、消防組合等防災関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。            (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。            (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。            (3) ベランダの置物をかたづける。</p> <p>3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。            (1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。            (2) ガス器具等の安全設備を確認する。            (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。            (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。            危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>6 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>7 救急医薬品を確認する。</p> <p>8 生活必需品を確認する。</p> <p>9 防災用品を確認する。</p> <p>10 電話の使用を自粛する。            県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>11 自家用車の利用を自粛する。            (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。            (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>12 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。            (1) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。            (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>13 エレベーターの使用をさける。</p> <p>14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

## 第2節 自主防災組織、区（自治会）のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、区（自治会）等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</li> <li>2 防災知識の普及活動を行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</li> <li>(2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</li> <li>(3) 地域内の消防水利を把握する。</li> <li>(4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</li> <li>(5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</li> </ol> </li> <li>3 防災訓練を行う。               <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> </li> <li>4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</li> <li>(2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</li> <li>(3) プロパンガスボンベの点検を指導する。</li> </ol> </li> <li>5 防災資機材等を整備する。               <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。</p> </li> <li>6 情報の収集、伝達体制を確立する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。</li> <li>(2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</li> </ol> </li> </ol>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</li> <li>2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織、区（自治会）の活動体制を確立する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自主防災組織、区（自治会）の編成を確認する。</li> <li>(2) 自主防災組織、区（自治会）本部を設置する。</li> <li>(3) 自主防災組織、区（自治会）の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 市、消防組合等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</li> <li>3 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。</li> <li>4 防災資機材等を確認する。</li> <li>5 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。</li> <li>6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</li> </ol>

### 第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛防災体制の確立               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</li> <li>(2) 組織の役割分担の明確化</li> </ol> </li> <li>2 教育及び広報活動               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員の防災知識の高揚</li> <li>(2) 従業員の安否確認方法</li> <li>(3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</li> <li>(4) 従業員の帰宅対策</li> </ol> </li> <li>3 防災訓練               <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> </li> <li>4 危険防止対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設、設備の定期点検</li> <li>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</li> </ol> </li> <li>5 出火防止対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</li> <li>(2) 消防水利、機材の整備点検</li> <li>(3) 商品の整備点検</li> <li>(4) 易・可燃性物品の管理点検</li> </ol> </li> <li>6 消防資機材等の整備               <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> </li> <li>7 情報の収集、伝達体制の確立               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。</li> <li>(2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</li> </ol> </li> </ol>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</li> <li>2 自衛防災体制を準備、確認する。</li> <li>3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</li> <li>4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛防災組織の活動体制を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自衛防災組織の編成を確認する。</li> <li>(2) 自衛防災本部を設置する。</li> <li>(3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 情報の収集、伝達体制をとる。               <p>市、消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> </li> </ol>

附編 第4章 第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>3 危険防止措置を確認する。</p> <p>(1) 施設、設備を確認する。</p> <p>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>4 出火防止措置を確認する。</p> <p>(1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</p> <p>(2) 火気使用場所及び周辺を確認する。</p> <p>(3) 消防水利、機材を確認する。</p> <p>(4) 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>5 防災資機材等を確認する。</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>7 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。</p> <p>なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>11 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

## 第4節 学校等のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>災害発生時に幼児・児童・生徒の安全を確保するため、次の措置を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災体制の確立 災害発生時の体制を決定する。</li> <li>2 災害発生時の対応の検討 災害発生時に、安全確保ができるよう、想定される災害への対応を具体的に検討する。（危険管理マニュアル等の作成）</li> <li>3 避難所運営体制の確認 地域防災計画で避難所と指定されている学校や災害の規模、程度、地域の実情等により、避難所となることが予想される学校は、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に基づき、関係者等と避難所の運営に関して確認等を行っておく。</li> <li>4 情報連絡体制の整備 災害時における情報連絡を的確かつ迅速に行うため、市役所や教育委員会、防災関係機関等との情報連絡体制を整備するとともに、教職員間、幼稚園、学校と保護者との情報連絡体制を整備する。連絡方法は、電話がつながりにくくなることを想定し、電話以外にもメール、Web ページ、掲示などを検討しておく。さらに、停電の場合の対応についても検討しておく。</li> <li>5 施設・設備の安全対策の実施             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設・設備管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、書架等の転倒落下防止対策</li> <li>・救助袋、消火器等防災上必要な設備、器具や用具の配置場所の明示 等</li> </ul> </li> <li>(2) 安全点検                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリストを活用するなどして、施設設備全般及び防火施設等について定期点検を実施するとともに、運動場、教室、体育館、廊下等について日常点検を実施する。</li> <li>・被害想定、地域の条件等をもとに、災害発生時における学校及び地域、特に通学路の被害について予測しておく。</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>6 防災教育の実施 安全教育の一環として、災害に対する理解、災害対応能力、災害時の共助の在り方等の防災上必要な教育を発達の段階に応じて計画し、継続的に行う。</li> <li>7 防災訓練の実施 災害の発生に備え、避難、消火器の使い方、幼児・児童・生徒の保護者への引き渡しなど防災上必要な訓練を継続的に行う。</li> <li>8 安全に関する評価・改善 幼稚園、学校の防災体制、施設設備の状況、防災教育、訓練について、評価を行い、安全に関する改善を行う。また、防災に関する計画の見直しを行う。</li> </ol>



区 分	と る べ き 措 置
<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(1) 授業、活動中の場合</p> <p>ア 教職員に東海地震注意情報を連絡し、対応等について周知する。</p> <p>イ 幼児・児童・生徒を集合させ、点呼を行う。</p> <p>ウ 幼児・児童・生徒に東海地震注意情報が発表されたこと、下校措置をとること、家庭での過ごし方等を説明する。</p> <p>エ あらかじめ取り決めた帰宅方法（保護者への引き渡しを含む）にしたがって幼児・児童・生徒の下校措置を講ずる。</p> <p>オ 保護者への引き渡し不可能的な場合は、幼児・児童・生徒を園、学校において保護するとともに、保護者への連絡に努める。</p> <p>エ 避難者の受け入れ準備を行う。</p> <p>カ 情報収集を行う。</p> <p>(2) 校外活動中の場合</p> <p>ア 引率者は園、学校と連絡をとり、帰校等の対応を確認する。</p> <p>イ 幼児・児童・生徒を集合させ、点呼を行う。</p> <p>ウ 東海地震注意情報を連絡し、今後の対応について説明する。</p> <p>エ 帰校等の対応を実施する。</p> <p>(3) 登下校の時間帯の場合</p> <p>ア 園、校内にいる幼児・児童・生徒を集合させ、点呼を行う。</p> <p>イ 保護者に、東海地震注意情報が発表されたことによる休園、休校、すでに登校している児童生徒は下校させる（引き渡しを行う）こと等、連絡を行う。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>1 教職員の配備体制及び災害対策本部の設置</p> <p>教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。</p> <p>2 東海地震警戒宣言等の伝達</p> <p>(1) 来校者等に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。</p> <p>(2) 冷静な行動、とるべき措置について周知する。</p> <p>3 幼児・児童・生徒等に対する措置</p> <p>(1) 在園、在校時は、原則として授業等を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、状況に応じて、直接保護者に引き渡す。</p> <p>(2) 学校、地域等の実態に応じ、状況によって学校において直接保護者に引き渡す。</p> <p>(3) 留守家庭等については、学校で保護する。</p> <p>(4) 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。</p> <p>(5) 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休園、休校とする。なお、登下校時にあっては、帰宅するなどの措置を講ずる。</p> <p>(6) 校外活動時</p> <p>宿泊を伴う校外活動時の場合は、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに園、学校に連絡する。園、学校は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。</p>

附編 第4章 第4節 学校等のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>宿泊を伴わない校外活動時の場合は、所在地の官公署等の対応にしたがって、速やかに園、学校に連絡し、原則として直ちに帰園、帰校する。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって危険と判断される場合は、近隣の安全な場所に避難するなどの措置を適宜とるものとし、帰園、帰校できない場合は、速やかに園、学校に連絡するものとする。なお、帰着後の措置は在園、在校時と同様にする。園、学校は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会に報告する。</p> <p>4 当面の措置等の決定と教育委員会への報告 東海地震に関連する情報を受けて、園、学校が臨時休園、休校措置等を決定したときは、速やかに教育委員会へ報告する。</p> <p>5 園、学校においてとるべきその他の措置</p> <p>(1) 来校者等への安全確保措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難通路の確保、非常口の開錠と開放</li> <li>・避難器具（救助袋、梯子）</li> <li>・施設の立入禁止区域の設定及び周知 等</li> </ul> <p>(2) 通信・放送設備の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線等、通信手段の点検と確認</li> <li>・放送設備、携帯ハンドマイク等の点検と確認</li> </ul> <p>(3) 設備、備品等の転倒及び落下防止等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス等の飛散及び落下防止の確認</li> <li>・書庫、書棚等の転倒防止の確認 等</li> </ul> <p>(4) 出火防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講ずる。</li> </ul> <p>(5) 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止の確認</p> <p>(6) 緊急貯水</p> <p>(7) 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認</p> <p>(8) 応急活動体制の準備</p>